

税理士
法人

AIF事務所便り

2024.1.1/378号



明けましておめでとうございます。

税理士法人 AIF では今後とも経営に役立つ経理情報をモットーに奮闘してまいります。
2024 年も、より一層のご支援、お引立てを賜りますようお願い申し上げます。

2024 年 1 月 1 日

contents

- ◆さあ始めよう 令和 6 年から増税に対抗する節税を !!
- ◆令和 5 年度確定申告のまとめ
- ◆所得税の確定申告 誤りの多い事例 星野柚奈

さあ始めよう 令和6年から増税に対抗する節税を!! 1

確定申告を見ていると、多くの方がムダな税金を支払っていることが多いです。増税が今後目白押しの現在、一般市民は知恵を絞ってコツコツと減税と投資で対抗するしかありません。

そこで、個人が簡単に出来る節税対策や投資をまとめてみました。所得のある人は誰でもできる節税対策となっていますので、まだやっていない方は税理士法人 AIF に相談してください。

①ふるさと納税

寄付額に応じて返礼品がもらえるふるさと納税。控除限度額は各サイトに掲載されているので、その限度額の8割程度で寄付するのが無難です。例えば、給与年収400万円だと39,000円と計算されます。8割の3万円程度のふるさと納税で1万円程度のお米・お肉・お魚・果物の返礼品がもらえます。高所得者には有利な制度で返礼品も豪華です。ただし、150万円以上は3割の50万円が返礼品としてもらったと判断され、超過分は一時所得として申告しなければなりません。

②iDeCo

iDeCoとは、個人型確定拠出年金で「自分で備える老後の年金」のことです。

〈メリット〉

1. 掛金は全額所得控除
2. 掛金を運用して出た運用益は全額非課税
3. 一括受取の場合は退職所得控除対象、年金受取の場合は公的年金控除の対象
4. 金融機関・証券会社が破綻しても全額保護対象となる

〈デメリット〉

1. 掛金に上限がある（会社員は月27,500円 自営業者は月68,000円等）
2. 60歳まで引き出せず、途中解約もできない
3. 元本割れのリスクがある（心配な方は元本確保型をお勧めする）
4. 手数料がかかる（無料のネット証券もある）

③NISA

令和6年1月1日から始まる新NISAは年間360万円、最大1,800万円の投資信託や株の運用益、配当金等に一切税金がかからない制度です。老後資金の確保に活用してください。

【法人役員、個人事業主・フリーランサーの方の節税対策】

④小規模企業共済

大きな節税対策ですが、意外にも未加入の経営者や個人事業者が多いです。

小規模企業共済は、中小企業基盤整備機構(国)の運営する、小規模企業の役員や個人事業主が退職等で事業をやめた場合における、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。小規模企業の役員や個人事業主の退職金制度と言えるものであり、掛金全額を所得控除でき、高い節税効果があります。

さあ始めよう 令和6年から増税に対抗する節税を!! 2

掛金は月額 1,000 円～ 70,000 円まで自由に選択でき、加入後に増減可能です。年 84 万円の定期預金をしていると考えれば、節税で最低 10%の利回りが出ていることとなり、このような高利回りの投資はありません。国が運営しているので元金は全額保護されています。共済金は、退職や事業廃止等で受け取れますが、65 歳以上または掛金を 15 年以上納付してていれば退職金として受け取れます。

⑤セフティネット共済

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。無担保・無保証人で掛金の最高 10 倍（上限 8,000 万円）まで借入れでき、掛金は損金または必要経費に算入できる税制優遇も受けられます。最大 800 万円まで経費化できるため、簿外で資産をつくることができます。退職金の原資として活用される方も多くおられます。

掛金月額は 5,000 円～ 20 万円まで自由に選択でき、加入後に増減可能です。また確定申告の際、掛金を損金（法人の場合）、または必要経費（個人事業主の場合）に算入できます。

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を 12 カ月以上納めていれば掛金総額の 8 割以上が戻り、40 カ月以上納めていれば、掛金全額が戻ります。（12 カ月未満は掛け捨てとなります）

⑥経費の計上

節税の基本は所得を減らすことですので、経費をもれなく計上することが重要です。

- (1) 回収不能な売掛金、未収金、貸付金の債権放棄による全額経費化
- (2) ペンキ塗り替え等の修繕費
- (3) 駐車場等の 1 年分前払いによる短期前払費用の計上
- (4) 個人の生命保険を法人生命保険へ切り替え
- (5) 自宅の社宅化
- (6) 事業に使う備品や消耗品の価格が 10 万円未満なら全額経費化
青色申告事業者であれば 30 万円未満の備品を年間 300 万円まで経費化

⑦消費税の課税方法の見直し

前々年度の売上が 5,000 万円以下であれば、「原則課税」「簡易課税」の有利な方法が選択できます。人件費率が高い、人材派遣・コンサル業・IT 産業・運送業等は簡易課税が有利なことが多いです。ただし、2 年後に大きな設備投資が計画されている場合や大きな赤字が出た場合等は「原則課税」が有利となります。選択には、計画的に税理士と打ち合わせる必要があります。「原則課税」で損得はないですが、「簡易課税」では得する場合がありますが大きく損する場合があるため、選択には注意が必要です。



令和 5 年度の確定申告から「節税」に関心をもち、様々な節税対策を検討される場合は、税理士法人 AIF にご相談ください！

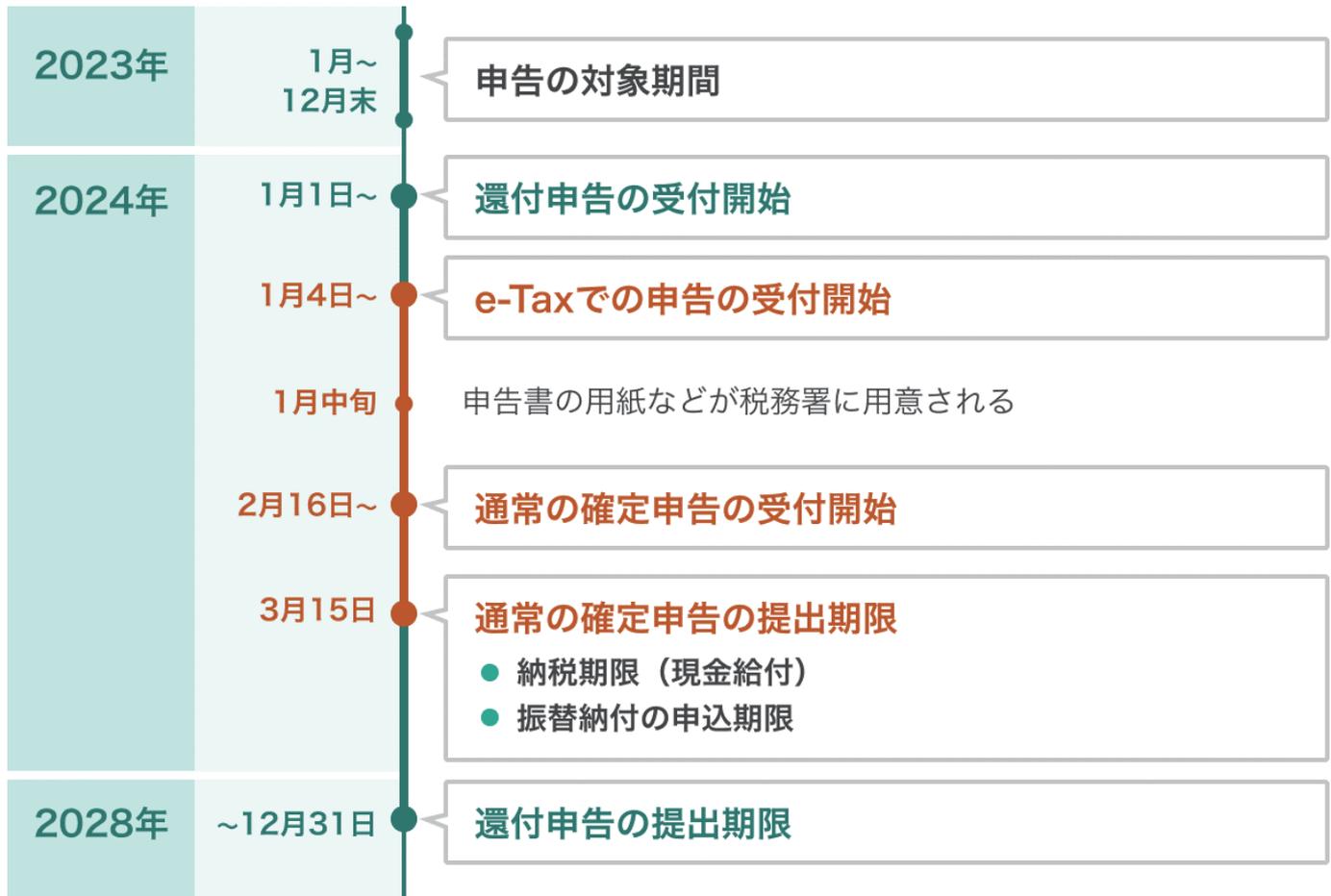
令和5年度確定申告のまとめ 1

確定申告とは、1月1日から12月31日までの1年間の所得に対する税金などを計算し、税務署に申告して過不足を精算する手続きです。

確定申告では、税金を納める申告と払いすぎた税金が戻る還付申告があります。

確定申告のスケジュール

確定申告の申告期間は、申告対象期間の翌年2月16日から3月15日までです。



医療費控除、住宅ローン控除、ふるさと納税など、税金の還付を受ける申告の場合は、申告対象期間の翌年1月1日から申告の受付が開始され、5年以内であれば申告が可能です。

確定申告の対象者

「税金の還付を受ける申告」の主な対象者

- ・ 年間の医療費が10万円を超えた方
- ・ 市販の対象医療薬品の購入費が12,000円を超えた方
- ・ 住宅ローンを組んでマイホームを購入、増改築等の工事をした方
- ・ 年途中で退職して年末調整を受けていない方
- ・ 災害や盗難等で家や財産に損害を受けた方

令和5年度確定申告のまとめ 2

「税金を納める申告」の主な対象者

- ・ 個人事業やフリーランスで事業所得のある方
- ・ 給与の年間収入が2,000万円を超えている方
- ・ 不動産所得がある、また不動産を売却した方
- ・ 給与所得者で、副業等の所得の合計額が20万円を超えている方
- ・ 公的年金等の収入額が400万円を超えている、または公的年金等以外の所得が年間20万円を超えている方
- ・ 退職金を受け取って「退職所得の需給に関する申告書」を提出していない方
- ・ 2カ所以上の給与所得のある方

通常、会社員の方は年末調整で処理するため確定申告を行う必要はありません。ただし、会社員の方でも確定申告をすることで税金の還付を受けられる場合があります。



必要な書類や
証明書を準備



インターネット
または手書きで申
告書を作成



e-Tax、郵送、税務
署に持参で提出
**(納税の申告は3
月15日まで)**



申告から1~2ヶ月
後、還付金がある
場合は返還される

Step1. 書類の準備

- ・ 身分証明書（マイナンバーカードまたは住民票の写し・通知カード等 + 運転免許証・健康保険書等）
- ・ 前年度の確定申告書の写し
- ・ 源泉徴収票
- ・ 所得金額が分かる書類（個人事業主）…青色決算書・収支内訳書

（決算書等を作成するために必要な書類は通帳、金銭出納帳、請求書、領収書、給与台帳、返済予定表、固定資産購入金額等分かるもの等）

令和5年度確定申告のまとめ 3

(固定資産譲渡の場合)

- ・譲渡契約書、購入時の契約書、手数料の領収書等

(控除を受ける場合)

- ・国民年金、国民保険の支払書、小規模共済、地震保険料、年金保険料、医療費等の領収書等
- ・ふるさと納税証明書
- ・銀行口座が分かるもの（本人名義の預金通帳）

Step2. 申告書の作成

確定申告ソフトなどを利用して申告書を作成することもできます。

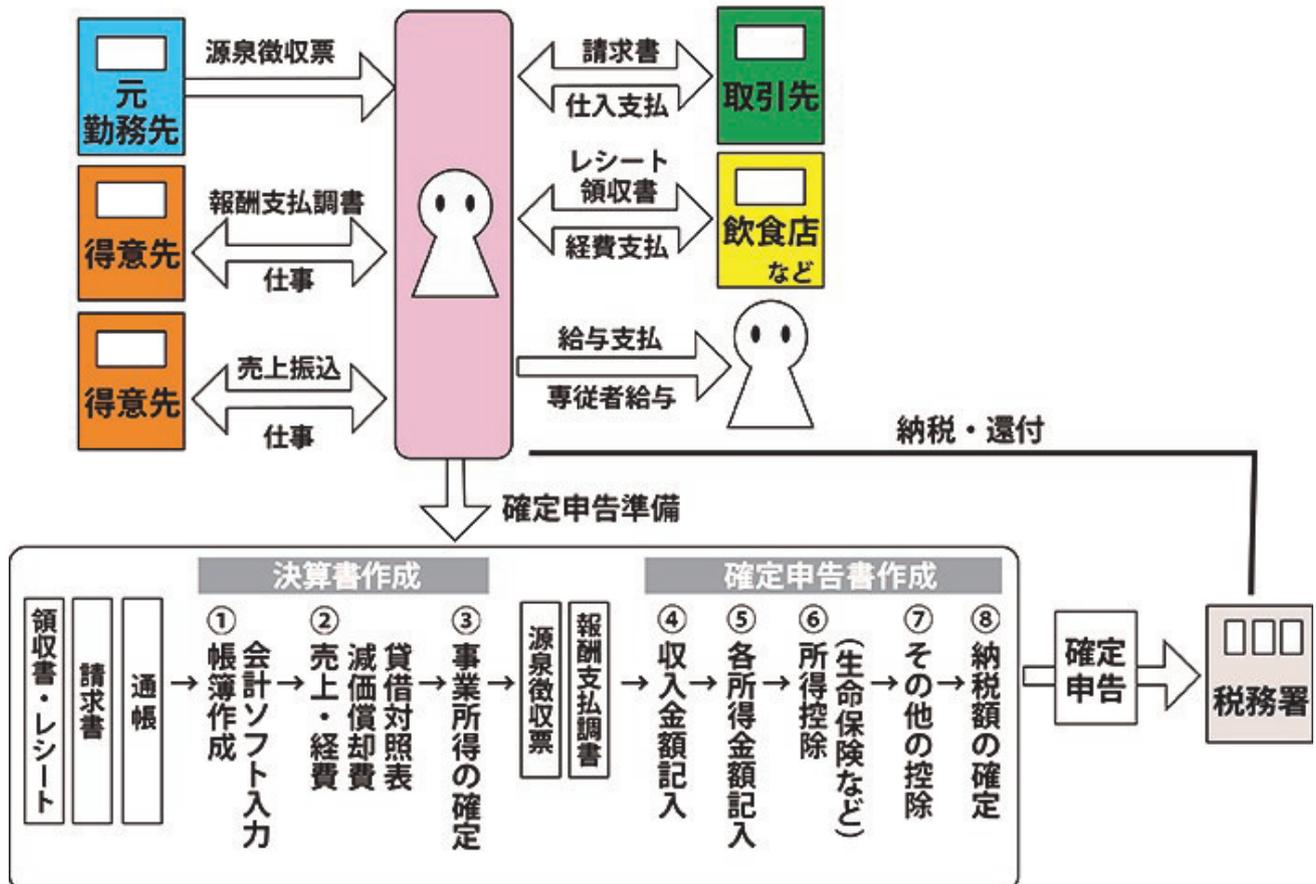
Step3. 申告書の提出

申告書の提出方法は、「e-Tax で提出」「郵送で提出」「税務署に持参して提出」の3通りあります。

Step4. 還付・控除

還付金がある場合、申告後1カ月～1カ月半程度で指定の口座に振り込まれます。e-Tax で提出された場合は、3週間程度で処理されます。

個人事業主1年目のためのまるわかり確定申告フロー図



所得税の確定申告 誤りの多い事例

まもなく令和5年分の確定申告時期がやってきます。国税庁WEBサイトによると、以下のような誤りが多いそうです。確定申告をされる方はご注意ください。

①副収入、一時所得の申告漏れ

副業を認める企業が増えてきていますが、インターネットによるサイドビジネス、暗号資産の売買等で得た所得について申告漏れが多いようです。

また生命保険金や高額な公営競技の払戻金を受けた方は、一時所得として申告が必要な場合があります。

②給与所得・雑所得の計算誤り

令和2年から給与所得控除額・公的年金等控除額が一律10万円引き下げられ、控除上限額が変更されました。

③医療費控除の計算誤り

薬局購入の日用品は医療費控除の対象になりません。

また高額療養費制度や出産育児一時金、生命保険会社からの給付金等で補填される金額については、医療費の額から差し引きます。(給付の対象となった医療費の金額が限度)

④寄付金控除の適用漏れ

確定申告を行う場合には、ふるさと納税のワンストップ特例の申請書を提出している方でも、すべてのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めて申告する必要があります。

⑤配偶者控除及び配偶者特別控除の適用誤り

合計所得金額が1,000万円を超えている方は配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることができません。

【訂正する場合】

確定申告書の提出後に上記のような誤りに気付いた場合は、申告期限までであれば再度確定申告所を提出することで訂正できます。税務署では基本的には最後に提出した確定申告書を受理するためです。

申告期限後の場合は、税額が減る場合には「更正の請求」、反対に税額が増える場合には「修正申告」をすることとなります。

税理士
法人

AIF事務所便り

2024.2.1/379号



contents

◆令和6年度税制改正 暮らしはどう変わる？

◆マイナポータルを活用した所得税確定申告について

税理士 珍田高穂

令和6年度税制改正 暮らしはどう変わる？1

所得税

定額減税と給与

2024年度の税制改正では、所得税と住民税の定額減税が正式に決まりました。

納税者本人と扶養家族を対象に所得税は3万円、住民税は1万円をあわせて1人あたり4万円を2024年6月から減税します。ただし、期間は24年度に限定され、満たなければ最高額までは控除されません。ただ、富裕層は対象とすべきではないとして、年収2,000万円を超える人を対象から外す所得制限が設けられます。

定額減税

所得税 … 3万円
住民税 … 1万円

2024年6月から(年収2000万円超の人を除く)

あわせて政府は低所得者に対する給付措置も設けることにしています。

住民税が非課税の世帯には、2023年に給付している3万円に加えて7万円を給付します。また、所得税を納めていないものの住民税(均等割)は納めている世帯にも10万円を給付します。

低所得者に対する給付措置

- ✓ **住民税非課税の世帯**
→ 3万円(ことし給付)+7万円を給付
- ✓ **所得税納めていない世帯** (住民税均等割のみ課税世帯)
→ 10万円を給付
- ✓ **上記世帯のうち 子育て世帯**
→ 子ども(18歳以下)1人あたり5万円を追加給付

これらの世帯のうち、子育て世帯には、さらに手厚い支援が必要だとして、18歳以下の子ども1人あたり5万円を追加で給付します。

いずれも早ければ2024年2月から3月にかけて給付を始めたいとしています。

さらに、所得税などを納めていても年間の納税額が1人あたり4万円に満たない人に対しては、減税額に達するまでの差額を1万円単位で給付します。

扶養控除と子育て支援

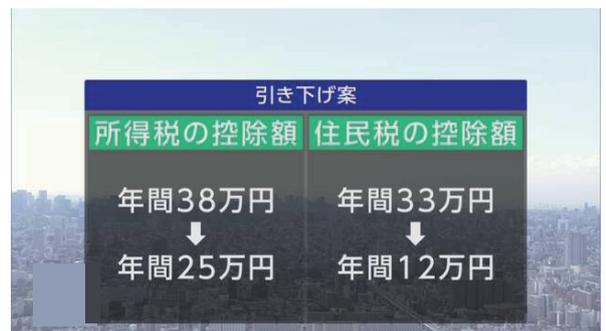
今回の税制改正では、子育て世帯に対する税制面での支援も論点となりました。その1つが所得税と住民税の扶養控除です。

政府は2024年度から所得にかかわらず児童手当の対象を18歳までの高校生などに拡大する方針です。

税制改正大綱では、こうした世代を扶養する親などの所得税と住民税の扶養控除について、所得税の課税対象から控除=差し引く額を年間38万円から25万円に、住民税の控除額を年間33万円から12万円に引き下げる案をもとに2024年の議論で結論を得ることとしています。

所得税は2026年分から、住民税は2027年度分から適用するとしています。

一方で、塾などの教育費が多い年代であることを考慮して、控除の縮小に伴う税負担の増加は年間12万円受け取れる児童手当を下回り、実質的に手取りが増える設計としています。



令和6年度税制改正 暮らしはどう変わる？2

住宅ローン減税

年末の住宅ローンの残高に応じて所得税や住民税が減税される住宅ローン減税は、2024年の入居分から減税の対象となる借入額の上限が引き下げられます。

上限は住宅の省エネ性能に応じて決まっていますが、省エネや耐震性にすぐれた「長期優良住宅」は、現在の5,000万円から2024年以降は4,500万円に、消費エネルギー実質ゼロの水準を満たした住宅は4,500万円から3,500万円に、省エネ基準に適合した住宅は4,000万円から3,000万円に上限が引き下げられます。

しかし、こどものいる世帯や夫婦のどちらかが39歳以下の世帯については上限の引き下げを見送り、2024年については現在の水準を維持することで住宅取得を税制面から支援します。

さらに、住宅の改修にかかった費用の10%を所得税から差し引く「住宅リフォーム税制」を拡充します。従来は、介護用の手すりの設置などが対象でしたが、こどもの転落防止用の柵や、防音性が高い床なども減税の対象とします。

住宅ローン減税の対象となる借入額の上限

✓ 長期優良住宅

5000万円 → 4500万円

✓ 消費エネルギー実質0水準の住宅

4500万円 → 3500万円

✓ 省エネ基準に適合した住宅

4000万円 → 3000万円

※こどものいる世帯39歳以下の若い世帯については引き下げを見送り

ひとり親控除

年間の課税所得が500万円までのひとり親を対象に、所得税の課税対象から35万円を差し引いているひとり親控除について、所得の制限を1,000万円まで引き上げた上で控除額も38万円に拡大するとしています。

法人税

「賃上げ税制」で中小企業を支援

賃上げの流れを後押しするため、賃上げ税制を3年間延長した上で内容を見直します。

賃上げ税制一覧表

	賃上げ率	控除率 (現)	控除率 (新)	教育訓練費	女性・子育て ※新設	合計控除率
大企業	3%以上	15%	10%	+5%	+5%	20%
	4%以上	25%	15%			25%
	5%以上	25%	20%			30%
	7%以上	25%	25%			35%
中堅	3%以上	15%	10%	+5%	+5%	20%
	4%以上	25%	25%			35%
中小	1.5%以上	15%	15%	+10%	+5%	30%
	2.5%以上	30%	30%			45%

賃上げした中小企業がその年赤字だった場合、控除を5年間繰り越せる措置を新設

令和6年度税制改正 暮らしはどう変わる？3

例えば中小企業の場合、従業員全体の給与やボーナスの総額を前の年度より1.5%以上増やした場合、増額分の15%、2.5%以上増やした場合、増額分の30%を法人税の納税額から控除することができます。2024年度の税制改正では、基準を超える賃上げを実施したものの、その年に赤字などとなった中小企業でも、最大5年間は減税を繰り越せる措置を導入します。2024年度の税制改正では、基準を超える賃上げを実施したものの、その年に赤字などとなった中小企業でも、最大5年間は減税を繰り越せる措置を導入します。

事業承継税制

中小企業の円滑な事業承継を促すための事業承継税制は、必要な計画の提出期限が延長されることになりました。

この税制では、経営者から株式を相続したり贈与されたりして事業を承継する際に、それにかかる相続税や贈与税の納税を全額猶予し、ゼロにしています。

適用対象は、2027年までに相続や譲渡を受けた場合ですが、あらかじめ都道府県に事業計画を提出することが必要です。

提出期限は2024年3月末までとなっていたましたが、今回の改正で2026年3月末までと2年間延長されることになりました。

外形標準課税の見直し

いまは、資本金が1億円を超える企業を対象としている外形標準課税は、課税逃れを防ぐため、対象が拡大されることになりました。資本金と資本剰余金の合計が、10億円を超える場合を課税の対象とすることになりました。一方で、中小企業への影響が出ないように、新しい基準が適用される前に、資本金が1億円以下で現行の基準に該当していない企業は、原則、課税の対象にはならない仕組みにしています。

交際費

企業が行う会食などの交際費を非課税経費として扱う措置について、上限額が引き上げられます。これまで1人あたり1回5,000円以下でしたが、物価上昇が続いている状況を反映して1回1万円以下に引き上げます。

役員に対して第二次納税義務

偽りや不正行為によって納税額が不十分だった会社の役員または有限責任社員は、会社が滞納した国税について第二次納税義務を負わなくてはならないこととなります。滞納額もしくは法人の課税財産を私財等に移転した額のいずれか低い金額が第二次納税義務の対象となります。2025年1月1日以降滞納した国税に適用されます。

マイナポータルを活用した所得税確定申告について 1

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で便利なものとなります。

令和5年分確定申告からは、新たに給与所得の源泉徴収票、国民年金基金掛金、iDeCo、小規模企業共済掛金が対象となりました。

なお、所得税確定申告の手続の場合は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、この機能をご利用になれます（マイナンバーカードを利用してe-Taxで確定申告書を提出する場合に限りです）。

マイナポータル連携の対象となる控除証明書等

マイナポータル連携によりデータを一括取得し、所得税確定申告書に自動入力することができる控除証明書等の種類は、以下のとおりです。

NO.	適用する控除・申告する収入	控除証明書等	備考
①	医療費控除	医療費通知情報	<p>毎年2月9日以降保険診療分(※)の医療費に関する情報を取得できます(令和3年分は、令和3年9月～12月診療分に限りです。令和4年分以降は、1月～12月診療分の情報が取得できます。)</p> <p>(※)ただし、保険診療分であっても、例えば、はり・きゅう等の施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費など取得できない情報もありますので、ご注意ください。</p>
②	ふるさと納税(寄附金控除)	寄附金受領証明書・寄附金控除に関する証明書	控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。
③	生命保険料控除	生命保険料控除証明書	ご契約している保険会社等(控除証明書等の発行主体)がマイナポータル連携に対応している必要があります。
④	地震保険料控除	地震保険料控除証明書	各控除証明書等の取得可能な時期は、控除証明書等の発行主体によって異なります。詳しくは、各発行主体にお問い合わせください。
⑤	住宅ローン控除	年末残高等証明書	データでの交付を希望された方に限りです。例年10月下旬頃から取得できます。
		住宅借入金等特別控除証明書	
⑥	株式等に係る譲渡所得等	特定口座年間取引報告書	<p>ご契約している証券会社等(控除証明書等の発行主体)がマイナポータル連携に対応している必要があります。</p> <p>各控除証明書等の取得可能な時期は、控除証明書等の発行主体によって異なります。詳しくは、各発行主体にお問い合わせください。</p>

マイナポータルを活用した所得税確定申告について 2

⑦	社会保険料控除	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書	令和5年分の電子データを受け取るには、令和5年10月上旬までにマイナポータルからねんきんネットを利用しておく必要があります。 間に合わなかった方は、ねんきんネットで再交付の申請を行ってください。 来年以降も電子データを受け取るには、ねんきんネットで電子送付の登録手続きをしてください。 詳しくは、 日本年金機構のホームページ をご確認ください。
		社会保険料(国民年金基金掛金)控除証明書	全国国民年金基金、歯科医師国民年金基金、司法書士国民年金基金、日本弁護士国民年金基金に任意加入されている方は、10月下旬から確定申告期間終了時まで、控除証明書(電子データ)を取得することができます。詳細は「 国民年金基金オンライン手続きサービス 」をご確認ください。
⑧	雑所得(公的年金等)	公的年金等の源泉徴収票	公的年金等の源泉徴収票の発行主体がマイナポータル連携に対応していることが必要です。 ※ 日本年金機構が発行する公的年金等の源泉徴収票については、令和5年12月下旬までにマイナポータルからねんきんネットを利用しておく必要があります。 間に合わなかった方は、ねんきんネットで再交付の申請を行ってください。 来年以降も電子データを受け取るには、ねんきんネットで電子送付の登録手続きをしてください。 詳しくは、 日本年金機構のホームページ をご確認ください。
⑨	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除証明書	小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金及びiDeCo(個人型確定拠出年金の掛金)が対象となります。 ※ 各控除証明書等の取得可能な時期は、控除証明書等の発行主体によって異なります。詳しくは、各発行主体にお問い合わせください。
⑩	給与所得	給与所得の源泉徴収票情報	令和6年2月から、給与所得の源泉徴収票情報(令和5年分以後の年分に限りま す。)がマイナポータル連携の対象となります。 給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで「給与所得の源泉徴収票」を提出していることなど、一定の条件に該当することが必要です。また、申告される方が、事前にe-Taxのマイページで、情報取得の希望を登録し、マイナンバー等を提供いただく必要があります。

注意点

- ・マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録や、マイナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。
- ・事前にマイナポータルにおいて代理人の設定を行うことにより、申告に含めることが可能なご家族の控除証明書等のデータをマイナポータル連携により取得することができます。
- ・全ての保険会社等が対応しているわけではないので、ご自身が入手したい証明書等が未対応の可能性もあります。

税理士
法人

AIF事務所便り

2024.3.1/380号



contents

- ◆ 確定申告提出前の最終チェック表
- ◆ 今年から徴収される森林環境税とは？ 吉田皓輔
- ◆ 令和6年度税制改正 法人課税（中小企業）
- ◆ 老後資金を用意するには

確定申告提出前の最終チェック表

検算項目	検討内容	チェック
所得	・収入金額、所得金額に誤りはないか	
青色申告特別控除	・貸借対照表を添付し、かつ、電子申告又は電子帳簿保存を行うと65万円の控除が受けられる ・期限後申告であれば青色特別控除はできない ・不動産所得が事業として行われていなくても、事業所得があれば55万円又は65万円控除が適用できる ・新規に事業を開始しても、既に白色申告で不動産所得がある場合、開業後2カ月以内に青色申告申請書を提出しても、青色申告は翌年になる ・被相続人の事業（白色申告）を承継した相続人の青色申告承認申請書の提出期限はその年の3月15日又は相続開始後2カ月以内のいずれか遅い日になる	
医療費	・補てん金（保険金、高額医療費）の記載は適正か、足切り金額は正しいか ・医療費控除を受けるため申告する場合、20万円以下の所得も申告したか（確定申告する場合には20万円以下であっても申告を要します）	
生命保険	・120,000円を超えて控除していないか	
地震保険料	・旧長期損害保険と合わせて50,000円を超えて控除していないか	
配偶者控除	・控除額は適正か 老人＝その年の12月31日に70歳以上のこと	
扶養控除	・特定扶養（19歳以上23歳未満）	
配偶者特別控除	・控除額は適正か	
社会保険料控除	・後期高齢者分等、年金等から「天引き」された金額は、本人のみ社会保険料控除できる（同一生計の他の者から控除することは出来ない） ・控除額は適正か	
ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下か 事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないか	
寄付金控除	・適用下限額2,000円である	
住宅取得等特別控除	・控除額は正しいか、3,000万円の所得制限を超えていないか	
延納届出額	・延納額は1/2以下か	
住民税・事業税	・年少扶養者の情報を記載したか	
還付金額	・源泉徴収票からみて還付金額は妥当か	
公的年金等	・公的年金以外のものを含めていないか ・金額の計算は正しいか（65歳以上か未満か）	
その他	* 合計所得金額は、退職所得を含み、分離譲渡は特別控除前で計算する ○添付書類は適正か ○数字の桁違いはないか ○上下の住所氏名は一致しているか （源泉徴収票との一致は） ○還付口座は本人名義か ○フリガナの記載はあるか ○個人番号の記載はあるか ○前年度実績との比較（控除もれ等の確認）	

今年から徴収される森林環境税とは？

●概要

2024年度与党税制改正大綱にて、「令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、個人住民税1万円を控除する。ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る」と公表されました。

しかしながら、令和6年より森林環境税の徴収が開始され、住民税にて年間千円追加で徴収されることになっていますので、扶養なしに該当する人は、実質的に控除される金額は、9千円であるという見方ができます。

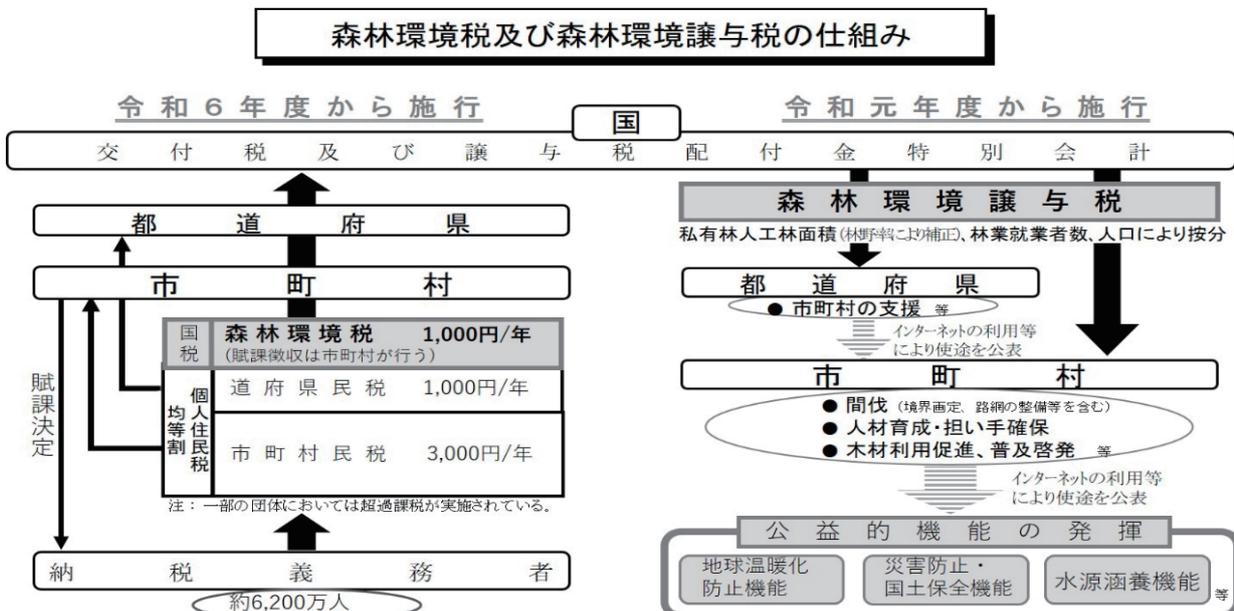
●森林環境税創設の経緯

2019年度税制改正にて、「森林には、国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの様々な機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらしています。しかし、林業の担い手不足や、所有者や境界の不明な土地により、経営管理や整備に支障をきたしています。森林の機能を十分に発揮させるため、各地方団体による間伐などの適切な森林整備が課題となっています」という理由により森林環境税は設立されました。

●森林環境税の使い道について

総務省 HP によると、森林環境譲与税は、市町村においては、「森林整備及びその促進に関する費用」に、また都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。都道府県・市町村は、「インターネットなどを利用してその使い道を公表しなければなりません」と記載されているため、各市区町村でそれぞれ使い道が公表されるはずですが、

お住いの市区町村が有効に森林環境税を活用しているか、たまに HP などをチェックしてみるのも面白いかもしれません。



令和6年度税制改正 法人課税（中小企業）

賃上げ促進税制の強化（中小企業者等）

中小企業の6割は欠損法人であることから、これまで賃上げしても税額控除のメリットを受けることができませんでした。

6年度改正では、新たに5年間の繰越控除制度を設け、赤字企業にも賃上げのインセティブを持たせます。教育訓練、子育てと仕事の両立支援、女性活躍の推進を行う企業には税額控除率が上乘せされ、税額控除率は最大45%（法人税額の20%が上限）となります。

	雇用者給与等支給額		教育訓練支給額	子育て・女性活躍支援
適用要件	前年比1.5%以上増加	前年比2.5%以上増加	前年比5%以上増加、雇用者給与等支給額の0.05%以上	プラチナくるみん、プラチナえるぼし、くるみん、えるぼし（2段階目以上）
税額控除率	増加額の15%	増加額の30%	10%加算	5%加算

交際費等は、飲食費の除外枠が1万円に

飲食費について交際費等の損金不算入となる範囲から除外される金額は、1人当たり1万円以下（現行は5千円以下）に引き上げられ、令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用されます。

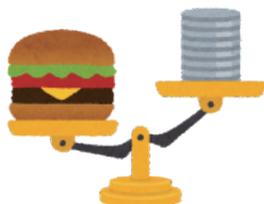
また定額控除限度額（800万円）までを損金に算入できる特例も3年延長されます。

特例承継計画の提出期限を延長

法人版事業承継税制は、円滑化法の認定を受けた非上場会社の株式等を贈与・相続等により取得した後継者の贈与税・相続税の納税を猶予し、後継者の死亡等により猶予税額の納付を免除する制度です。

平成30年度に適用要件を緩和する特例措置の制度が10年間限定で設けられましたが、その際、都道府県知事に提出する特例承継計画の提出期限が2年間、延長されることとなりました。ただし、特例措置の適用期限は、当初の10年間（令和9年12月31日まで）のまま変更はありません。

個人版事業承継税制においても、個人事業承継計画の提出期限が2年間、延長されますが、適用期限（令和10年12月31日まで）は当初のまま変更ありません。



物価上昇を上回る賃金上昇を実現！

老後資金を用意するには

年金だけで生活するのはますます難しく

老後不安と言われていても実際は50代になってからようやく年金について意識する人が多いと思います。しかし、高齢者の増加と若年労働力の不足で年金受給額は目減りする傾向で推移しています。簡易生命表によると2022年時点で日本人の平均寿命は男性81.05歳、女性は87.09歳です。

中年より下の世代も公的年金以外の生活の手段を打っておく必要があるでしょう。

老後に必要なお金

総務省家計調査報告(2022年)によれば1世帯で平均は月額約244,000円です。一方厚労省の2022年の夫婦のモデル年金の受給額は約22万円です。これは夫が老齢基礎年金は満額、老齢厚生年金は平均標準報酬月43.9万円で40年間加入したと想定、妻は専業主婦で既存年金が満額支給されたときの想定なので現状とかなりちがうかもしれません。ですからこの条件の年収がもう少し低い層や自営業者などは年金だけでは不足することが目に見えています。国民年金だけの加入者は会社員や公務員などの厚生年金や共済組合の加入者より受け取る年金額は少なくなっています。

ここで比較をしてみましょう。

国民年金と厚生年金に38年間加入した時との比較をしてみると…

在職中平均年収と年金見込み額(厚生年金)

- ・400万円…約6.0万円/月
- ・500万円…約7.3万円/月
- ・600万円…約9.7万円/月
- ・650万円…約11.5万円/月
- ・800万円…約12.6万円/月

上記に基礎年金の月額6.5万円を足します

これと比較して国民年金は収入に関係なく月額約6.5万円です。これだけでも大きい差があることがお分かりでしょう。

どのように備えるべきか

貯蓄の他、国民年金基金や小規模企業共済、iDeCo、民間の個人年金、終身保険、つみたてNISA等非課税で積み立てできるものも多く、早めに老後資金を確保したいものです。投資についてはどのくらいリスクまでなら許容できるかをよく考えて行いましょう。長い期間かけて積み立てて運用していくことになるので、準備は若いうちから考えておくことがよいでしょう。



ねんきんネット登録で年金見込み額の試算ができます。

税理士
法人

AIF事務所便り

2024.4.1/381号



contents

◆ 次期の所得税改正

扶養控除、ひとり親控除、生命保険料控除

◆ 中小企業支援 新たな資金繰り支援施策

次期の所得税改正 扶養控除、ひとり親控除、生命保険料控除

扶養控除の見直し

全ての子育て世代に実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図るため、児童手当が令和6年10月から新たに高校生年代にも支給されます（1人月額1万円、3人目から1人月額3万円）。児童手当の支給に伴い、16歳～18歳の所得税の扶養控除額は、所得税25万円、住民税12万円に縮減されます。

扶養控除の縮減に伴い、課税総所得金額や税額等の変化が社会保障制度や教育等の給付・負担水準に不利益を生じさせないように、改正後の児童手当が通年で支給される令和7年度の影響を確認したうえで、令和7年度税制改正（令和8年分以降の所得税、令和9年分以降の住民税に反映）にて扶養控除の見直しについて結論が出されます。

児童手当	支給額(令和6年10月より)	
高校生年代	1人年間12万円（3人目以降は年間36万円）	
扶養控除（16～18歳）	所得税	住民税
現行	380,000円	330,000円
改正案（7年度に結論）	250,000円 令和8年より	120,000円 令和9年より

ひとり親控除の引上げ

ひとり親の自立支援を進める観点から、所得税のひとり親控除の適用は、合計所得金額を1,000万円以下（現行500万円以下）に引き上げます。所得控除額は、所得税38万円（現行35万円）、住民税33万円（現行30万円）に引き上げます。

ひとり親控除については、扶養控除の改正にあわせ、令和7年度税制改正（令和8年分以降の所得税、令和9年分以降の住民税に反映）にて結論が出されます。

生命保険料控除の拡充

子育て世帯の生命保険料控除は、新生命保険料の一般枠について、23歳未満の扶養親族を有する場合に、適用限度額を6万円（現行4万円）に拡充します。ただし、一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険の合計適用金額は、実際の適用控除額の平均が限度額を下回っていることから、現行の上限額12万円は変更されません。令和7年度税制改正にて結論が出されます。

私的年金、退職給付の見直しは検討継続

私的年金、退職金課税については、給与・退職一時金・年金給付に対する税負担のバランスに配慮した中立的な税制のあり方を踏まえた検討が継続されます。



高校生にも児童手当が支給され、扶養控除額は縮減されます。

中小企業支援 新たな資金繰り支援施策

経済産業省は、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、以下2点の新たな資金繰り支援を行います。

1. 新たな信用保証制度を創設

中小企業の4割が利用している信用保証制度で、依然として信用保証付融資の7割で経営者保証を徴求している現状を変えるため、保証料を上乗せすることで、経営者保証の提供を不要とする信用保証制度を創設することに加え、3年間の時限的な保証料負担軽減策を行います。

本制度については、3月15日より申込受付を開始し、それに先立ち2月16日より、要件確認などの事前審査も開始します。適用要件は以下の通りです。

①過去2年間において貸借対照表、損益計算書等その他財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類を当該金融機関の求めに応じて提出していること（原則、貸借対照表及び損益計算書とするが、必要に応じて試算表や資金繰り表等も含む）。

②直近の決算書において代表者への貸付金（仮払金や未収入金も含む）がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。

③直近の決算において債務超過ではないこと又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと。

④上記①及び②については継続的に充足することを誓約する書面を提出すること。

⑤中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望していること。

2. コロナ資本性劣後ローン金利運用見直し

コロナ資本性劣後ローンの黒字金利は、直近決算の黒字額から負担することになりますが、黒字額が小さい場合、金利負担により実態上赤字に転落する場合があります。そのため、直近決算で黒字の事業者が翌年度に黒字金利を支払った場合に、直近決算において事実上の赤字に陥る場合には、直近決算期後1年間については赤字金利（0.5%）を適用するという運用見直しを2月16日より行います。



税理士
法人 **AIF事務所便り**

2024.5.1/382号



contents

- ◆ 消費税の課税制度の切り替え
- ◆ 経営者保証ガイドライン ～早期廃業と再チャレンジ～
- ◆ 【資産運用シミュレーション】
を活用して将来の資産形成のイメージをつかむ 鈴木捺未

消費税の課税制度の切り替え

本則・簡易・2割特例

中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から、売上に係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出することができる簡易課税制度が設けられています。みなし仕入れ率は事業区分によって異なり、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の10～60%とすることができます。

また、令和5年10月から開始されたインボイス制度に合わせて、免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる制度が新設されました。

本則・簡易の切り替えルールについて改正はありませんが、まとめておさらいをしておきましょう。

2割特例は手続き優遇

2割特例の適用は①令和5年10月以降に免税事業者からインボイス発行事業者になり②基準期間（前々年もしくは前々年度）における課税売上高が1,000万円以下の事業者であれば、資本金1,000万円以上の新設法人や調整対象固定資産又は高額特定資産の取得により免税事業者とならない事業者等、特殊な状況でなければ受けられます。2割特例を受けるために、事前に届け出の必要はなく、消費税の申告時に2割特例を受ける旨を付記することで適用となります。

本来は簡易課税制度の適用を受けるためには、課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があるのですが、2割特例利用者が簡易課税制度の適用を受けるには、その課税期間の末日までに届け出を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることが可能です。

簡易から本則は原則2年縛り

簡易課税から本則課税への切り替えは、原則2年たたないと変更できません。簡易課税を選んだ場合、2年間は簡易課税が適用されます。ただし、基準期間の課税売上高が5,000万円超の場合は、強制的に本則課税が適用されます。その翌年の基準期間の売上高が5,000万円以下になった場合は、1年で簡易課税に戻るようになります。

本則から簡易の切り替え、または任意で簡易から本則への切り替えを行う場合、課税期間の初日の前日までに届け出を提出する必要があります。



基準期間の判定、届け出期日、うっかりミスが発生しやすいですね。

経営者保証ガイドライン ～早期廃業と再チャレンジ～

「会社の破産」＝「経営者の破産」？

会社の経営が厳しく、廃業を考えているとしましょう。経営者の個人保証がある場合、会社が破産すると、経営者も破産するしかないのでしょうか。いいえ、違います。

法人が破産しても、「経営者保証に関するガイドライン」を活用し、保証債務を整理することで、個人破産を回避し、再出発できる可能性があります。ガイドラインに基づき保証債務を整理した場合、経営者に一定の資産を残すことを認めています。

経営者保証に関するガイドライン適用要件

ガイドラインに基づく保証債務整理を申し出る場合は、以下のような要件を充足している必要があります。

- ・ 法人（主債務者）が法的整理（破産、民事再生等）や私的整理及びこれに準じる手続（準則型私的整理手続）を開始申立て済みである。
- ・ 対象債権者に経済合理性が期待できる。
- ・ 法人及び保証人が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、財産状況等について適時適切に開示している。

早期決断のメリット

廃業等を早期決断することによって、事業が毀損する前に債務整理をすることで、売掛債権回収の極大化が図られるほか、早期売却価格ではなく市場価格で不動産等を売却できます。また、金融機関に経済合理性が生まれ、インセンティブ資産を手元に残せる可能性があります。

インセンティブ資産とは

現時点で清算することにより、将来に清算した場合よりも、回収見込み額が増加する額がインセンティブ資産の上限となります。

- ① 一定期間の生計費に相当する額の資産
- ② 華美でない自宅
- ③ その他の資産（個別事情を考慮して判断）

どこに相談すればいいの？

まずは、取引金融機関や中小企業活性化協議会、REVIC（地域経済活性化支援機構）、支援専門家（弁護士、税理士等）等へご相談ください。早めの相談がガイドラインに基づく保証債務整理や、廃業だけでなく、事業再生や事業承継など、取り得る選択肢を広げることが期待されます。

倒産する前に相談に行けばよかった！



【資産運用シミュレーション】 を活用して将来の資産形成のイメージをつかむ 1

政府が将来の資産形成として推奨している【NISA（少額投資非課税制度）】ですが、近年制度が変わりさらにお得に使えるようになりました。

人生 100 年時代、生き方に合わせて家計を管理し、自分の生活設計を考えていくことが大切です。

しかし、何も目標がない状態では実際にどのくらい積み立てをしておけばいいかわからないと思います。そこで今回は金融庁のサイトで簡単に試すことができる【資産運用シミュレーション】の紹介です。

やり方はとても簡単で自分の【毎月の積立額】と【想定される利回り（選ぶ銘柄により利回りは変化します）】、【積立期間】を入力するだけです。

例) 毎月 5 万円 想定利回り 3% 積立期間 10 年

資産運用シミュレーション

【免責事項】

- ・本シミュレーション結果は、ご入力いただいた項目に基づき算出した概算値です。手数料、税金等は考慮しておらず、実際値とは異なる場合があります。
- ・本シミュレーションのいかなる内容も、将来の運用成果を予測し、保証するものではありません。
- ・本シミュレーションは、特定の金融商品の取引を推奨し、勧誘するものではありません。
- ・情報の正確性には万全を期しておりますが、その内容の正確性、完全性、信頼性等を保証するものではありません。
- ・本シミュレーションの内容については、予告なく変更される場合があります。
- ・本シミュレーション及び掲載された情報を利用することで生じるいかなる損害（直接的、間接的を問わず）についても、当庁は一切の責任を負うものではありません。実際の資産運用や投資判断に当たっては、必ずご自身の責任において最終的に判断してください。

将来いくらになる？

毎月いくら積立てる？

何年間積み立てる？

毎月の積立金額

想定利回り（年率）

積立期間

5

万円

3

%

10年

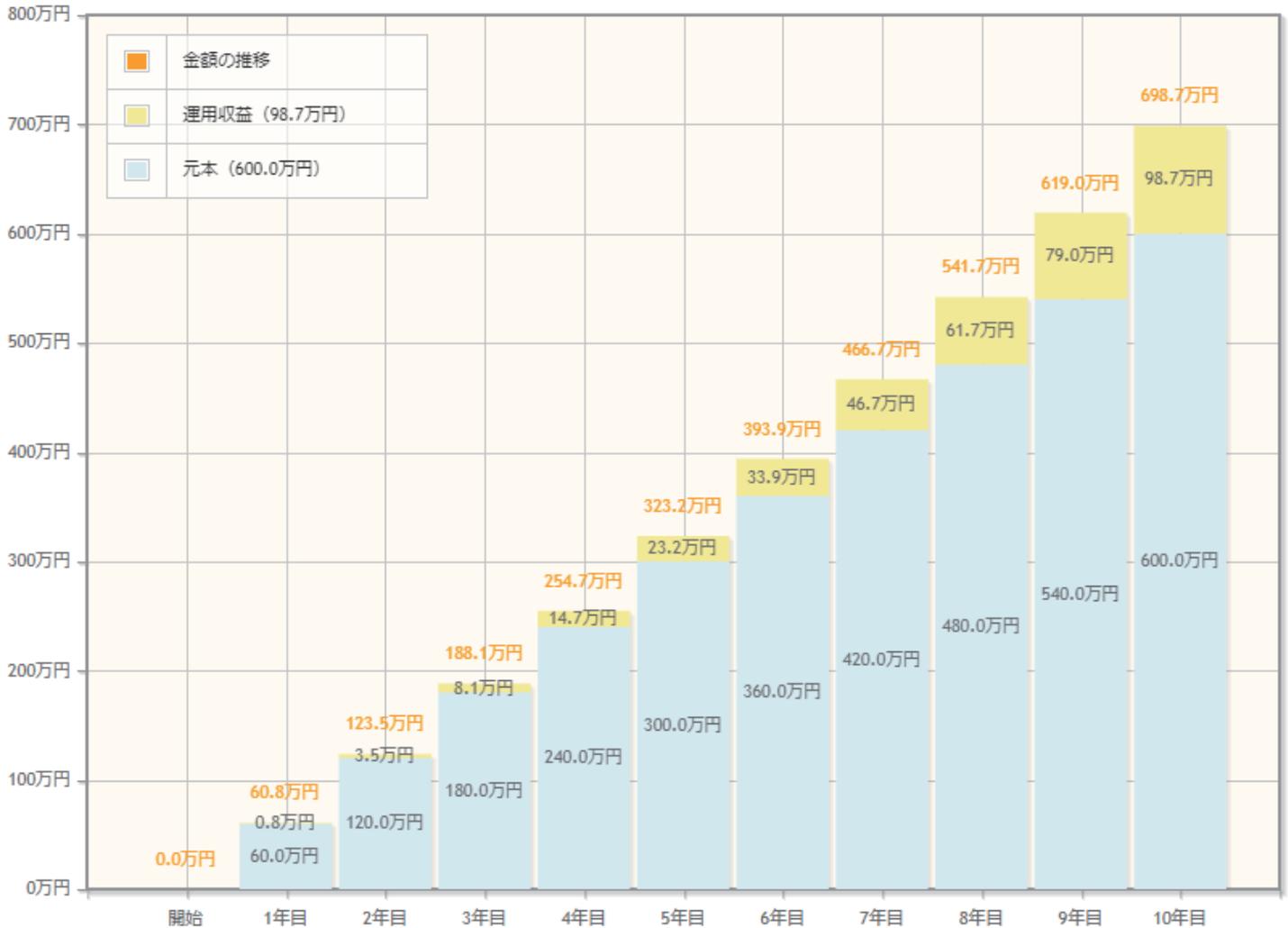


計算する

最終積立金額 6,987,071円

【資産運用シミュレーション】 を活用して将来の資産形成のイメージをつかむ 2

積立金額と運用成果



(本シミュレーションの前提条件)

※年一回の複利計算をしています

※計算結果は小数点以下を四捨五入しています

引用元：金融庁 資産運用シミュレーション

上記は積立額と想定利回り、積立期間の3つを入力してシミュレーションしていますが、前頁の赤枠の選択を変えることで目標金額までの【積立金額の逆算】や【積立期間の逆算】など様々なシミュレーションをすることができます。

目標金額まであと何年かかるか、目標金額まで毎月どのくらい積み立てたらいいか、など試してみるだけでも資産形成に興味が出てきます。

こんな便利なツールも出ているので、自分のライフプランに合った計画を立てるために役立ててみてください。

税理士
法人

AIF事務所便り

2024.6.1/383号



contents

- ◆ 経営セーフティ共済の節税の制限
- ◆ 2023年度の「税金滞納」倒産82件 コロナ禍後に急増
- ◆ セルフメディケーション税制について
(特定の医薬品購入額の所得控除制度) 手倉森早紀
- ◆ M&A 仲介会社からダイレクトメールが届いていませんか？

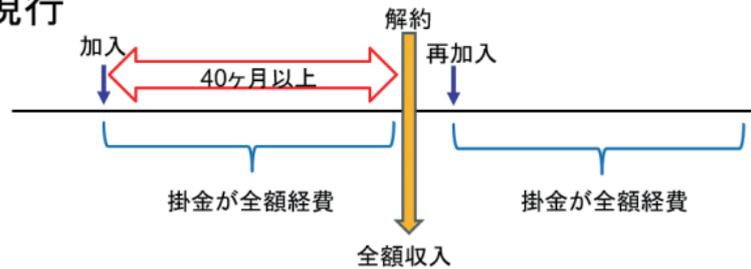
経営セーフティ共済の節税の制限

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。無担保・無保証人で掛金の最高10倍（上限8,000万円）まで借入れでき、掛金は損金または必要経費に算入できるため、節税として利用されています。なお、個人の場合、経費にできるのは事業所得者のみです。法人の場合は、賃貸経営でも経費にすることが可能です。掛金月額は5,000円～20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。

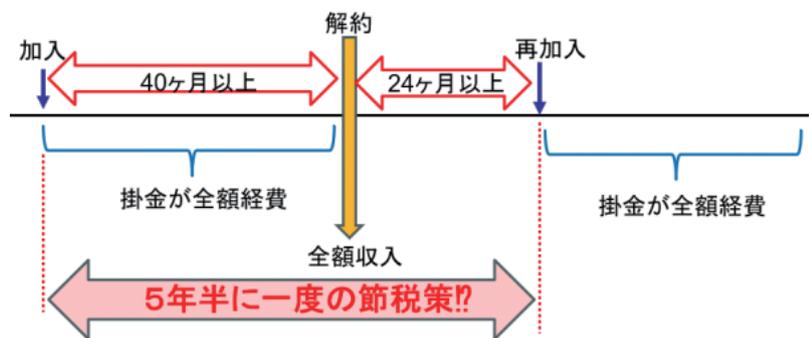
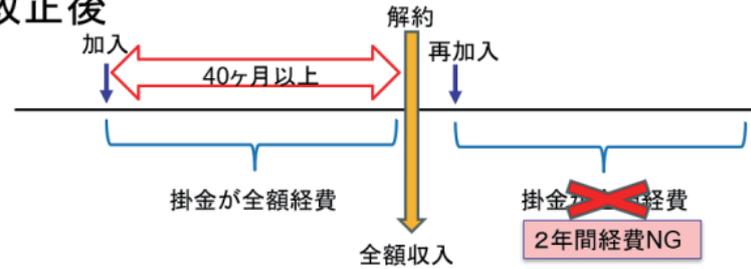
共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります（12か月未満は掛け捨てとなります）。なお、解約手当金は全額収入になります。

掛金残高が800万円に達するまで納付することができますので、800万円まで積み立てたら解約し、再度加入して経費にするとする方法が可能でしたが、令和6年度税制改正によりそれができなくなりました。共済契約の解除があった後、再度契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する掛金については、経費計上できません。そのため、解約してから2年は経費にならないとなると、5年半に1回しか使えない節税となります。

現行



改正後



この改正は、令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用される予定です。すでに上限まで積み立てている方は、令和6年9月までに解約し、再加入することも検討した方がよいかもしれません。

2023年度の「税金滞納」倒産 82件 コロナ禍後に急増

東京商工リサーチが発表した「税金滞納倒産調査」結果によると、2023年度（4～3月）の「税金滞納（社会保険料を含む）」が一因となった倒産は82件で、前年度の24件から3.4倍に急増しました。

2014年度以降では2018年度の83件に次ぐ2番目の多さですが、コロナ禍以降の2020年度以降では最多を記録しました。コロナ禍の資金繰り支援に特例で1年間の納税猶予が認められましたが、経済活動が平時に戻ると特例はなくなり、通常通りの納付が求められます。



しかし、コロナ禍が収束に向かうに従い、円安、原材料や資材、光熱費の価格上昇に加え、人件費上昇などのコストアップが企業の負担になっています。このため、資金繰りに余裕を欠く企業は税金納付に資金を回せず、その結果、滞納で債権や資産の差押さえを受け、事業継続が困難になります。特に、社会保険料は労使折半で負担しており、徴収が厳しいとの声もありますが、徴収にあたっては企業に寄り添った支援も必要とみられます。

産業別は、10産業のうち、金融・保険業を除く9産業で前年度を上回りました。最多が「サービス業他」の22件（前年度比175.0%増）で、3年連続で前年度を上回りました。次いで、「卸売業」の13件（同160.0%増）、「製造業」の11件（同266.6%増）、「運輸業」の10件（同150.0%増）と続きます。前年度は発生がなかった「農・林・漁・鉱業」2件、「小売業」8件、「情報通信業」4件と、幅広い産業で「税金滞納」倒産が発生しました。

負債額別は、1億円以上が44件（前年度比266.6%増）で、2年連続で前年度を上回り、構成比は53.6%（前年度50.0%）でした。このうち、「1億円以上5億円未満」が24件（前年度比118.1%増）で2年連続、「5億円以上10億円未満」が12件（同1100.0%増）で4年ぶりに、それぞれ前年度を上回りました。また、「10億円以上」が8件で、2年ぶりに発生しました。

資本金別は、「1千万円以上5千万円未満」が31件（前年度比210.0%増）で、2年連続で前年度を上回り、構成比は約4割（構成比37.8%）を占めました。次いで、「100万円以上500万円未満」が24件（前年度比200.0%増）、「500万円以上1千万円未満」が14件（同600.0%増）と続きます。また、「1億円以上」（同300.0%増）と「5千万円以上1億円未満」（前年度ゼロ）で各4件と、大企業から中小・零細企業まで幅広く発生しました。

セルフメディケーション税制について (特定の医薬品購入額の所得控除制度)

セルフメディケーション税制とは

医療費控除の特例として、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。2021年（令和3年）までの時限措置とされていましたが、5年間延長され2026年（令和8年）12月31日までの適用となりました。

本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない点には注意が必要です。

下記の条件をすべて満たしている方はセルフメディケーション税制の利用が可能です。

- ① 購入時のレシートを保存している
- ② 購入額が世帯の合計で年間1万2000円以上である
- ③ 申告を行う対象となる年（対象の医薬品を1万2000円以上購入した年）に、予防接種や健康診断の受診など健康のための一定の取り組み（※1）を行い、その領収書又は結果通知表を保存している（※1）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検査
- ④ 医療費控除を受けていない

レシートを紛失した場合、店舗によっては再発行が可能な場合があります。

対象となる医薬品は厚生労働省のホームページにリストが掲載されていますので、ぜひ確認してみてください。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

2. 制度の内容

■対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

- スイッチOTC医薬品：
 - 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬
 - (注) 上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない

本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）

20,000円
(対象医薬品の購入金額)

12,000円
(下限額)

- 8,000円が課税所得から控除される
(対象医薬品の購入金額: 20,000円 - 下限額: 12,000円 = 8,000円)

- 減税額
 - ・所得税: 1,600円の減税効果 (控除額: 8,000円 × 所得税率: 20% = 1,600円)
 - ・個人住民税: 800円の減税効果 (控除額: 8,000円 × 個人住民税率: 10% = 800円)

参考：厚生労働省 セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について

税理士法人AIFより皆様へ

M&A仲介会社から ダイレクトメールが 届いていませんか？

昨今事業承継問題の解決策の一つとして【M&A】が注目されており、
需要の高まりを背景にM&A仲介会社の数も急激に増加をしています。

中には、「**貴社との資本提携を検討している企業があります**」
といった旨のダイレクトメールを積極的に送っている仲介会社もあります。



「信用できる仲介会社か？」



「送付した意図は？」



「本当に相手先はいるのか？」

税理士法人AIFは専門家と連携し、
M&Aについての**無料相談**が可能です
DMへのご返信の前には是非一度ご相談下さい！

M&Aで譲渡を検討される皆様が重視することTOP6

従業員の
雇用継続

取引先との
取引維持

社名の維持

会社の成長

創業者利益の
確保

連帯保証・担保
の解除

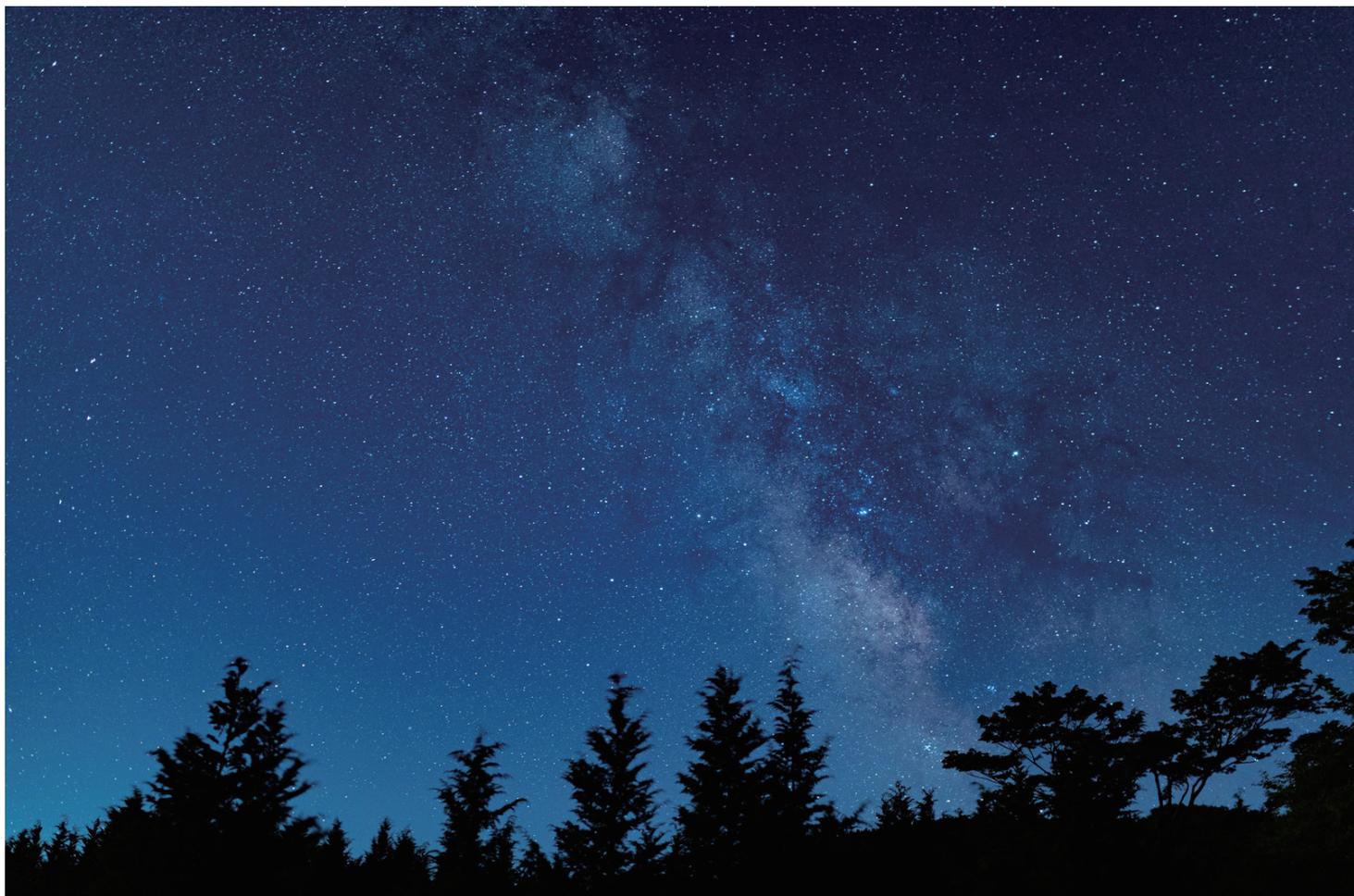
お問合せ先：税理士法人AIF

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-5-3エルグビル2階
TEL 03-3980-2326

税理士
法人

AIF事務所便り

2024.7.1/384号



contents

- ◆ ～新紙幣 2024年7月3日発行開始～ 岡田悠司
- ◆ 定額減税 土壇場で大混乱 給与明細に減税額明記を義務付け
税理士 今西崇男
- ◆ 配偶者の定額減税
- ◆ 代表取締役等珠書非表示措置の建設 10月から非公開可能に！
- ◆ 税務調査の対応について
- ◆ 経理周りの不正の原因と予防策

～新紙幣 2024 年 7 月 3 日発行開始～

新しい日本銀行券について 2019（平成 31）年 4 月 9 日に、偽造抵抗力強化等の観点から様式を新たにして製造することが公表されました。発表から 5 年、新紙幣の発行は今年の 7 月 3 日に予定されています。

日本銀行当座預金取引の金融機関で、両替や預金口座からの引き出しで新札を指定した場合に、新札を入手することができます。最短なら新札（銀行券）が発行を開始した当日には新札を入手することが可能かもしれません。

デザイン

・1 万円札

1 万円札に採用された人物は「日本の資本主義の父」と呼ばれる渋沢栄一（1840～1931）です。現在の東京商工会議所の前身の「東京商法会議所」など、数多くの企業や団体の設立に携わりました。

渋沢は企業の目的が利潤の追求にあるとしても、その根底には道徳が必要で公益を第一に考えるべきだという「道徳経済合一説」を説き、いまの一橋大学など数多くの教育機関の設立や社会事業の支援にも携わりました。



・5 千円札

5 千円札に採用された津田梅子（1864～1929）は津田塾大学を創立したことで知られる教育家です。女性初の留学生の 1 人として 6 歳で岩倉使節団とともに日本をたち、アメリカへと渡りました。

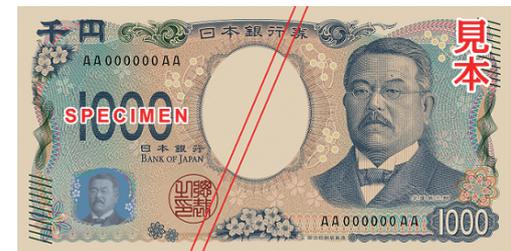
「男性と協同して対等に活躍できる女性の育成」を目指して、英語教育とともに女性の個性を尊重した少人数での教育に力を入れたため、津田梅子は、日本の女性教育の先駆者と言われています。



・千円札

千円札に採用された北里柴三郎（1853～1931）は「近代日本医学の父」とも呼ばれ、予防医学の礎を築いた微生物学者・教育者です。

破傷風菌の純粋培養に成功し、1894 年には、世界で初めてペスト菌を発見しました。さらには細菌学者の北島多一や、野口英世、志賀潔なども北里柴三郎の弟子であり、日本医学の発展に大きく貢献をしました。



新紙幣発行による影響

紙幣の発行には、紙幣の製造や配送、ATM やレジ・券売機などの機器の更新の費用が掛かります。さらに新紙幣の個人消費が増加すると予想されており、財務省は 1.5 兆円を超える経済効果があると予想されています。

レジ・券売機などの機器やソフトウェアの更新がまだで、これから導入・契約を検討の方は下記補助金の活用も検討下さい。※すでに契約や支払い済みの方は補助対象外です。 IT 導入補助金：<https://it-shien.smrj.go.jp/>

定額減税 土壇場で大混乱 給与明細に減税額明記を義務付け

岸田首相が、企業などに対して給与明細に減税額を明記するよう義務付ける方針を示したことで、中小事業者から「一体何を考えているのか」「言うのは簡単だが今からは間にあうはずがない」と怒りの声が上がっています。記載しないと50万円以下の罰金を科すそうですが、記載する理由が「減税の効果を国民に実感してもらう」という趣旨から、さらに反感を買っています。企業には昨年からの「インボイスの導入」で経理事務が増え、人出不足、人件費の高騰により経営が四苦八苦しているところが多く、岸田内閣の延命のみの記載義務には国民・中小企業者の怒りは頂点に達しているといえます。

昨今の政治調査では、支持率は自民党20%、公明党3%に対して、立憲民主党は23%等、野党合計で50%を超えています。赤字国債発行で予算をつくり、子育て支援では社会保険料を増加させ、これでは税・社会保険料の国民負担率が50%に迫る勢いです。いまから500年前、戦国時の後北条時代の4公6民より酷い国家運営では国民の不満はつものばかりです。

このように国民と政府の感覚の背離は、政治家が家業化していることが大きな一因ではないでしょうか。世襲議員が2/3を超えており、政治家が家業化する要因として、①議員報酬が高い、②個人の相続財産を家族の政党支部に移動させれば相続税非課税、寄付すれば寄付金控除等、税の逃れが色々できる仕組みが存在するからだと考えています。

確定申告で高齢者の方が年金とわずかな家作の家賃収入で律義に確定申告に来られる姿を見るにつけ、「納税者の反乱」がいつ起こってもおかしくないと思えます。

提言

まずは議員報酬を一派労働者の平均給与並みに引き下げることです。

次に、親の選挙区から子供や身内を立候補させないことです。本当に優秀な人材であれば、どこから立候補しても問題ないはずですが。前回の島根の補欠選挙では親子二代60年以上にわたり「細田」としか書かなかった選挙区とのこと。横須賀の小泉家、東京・九州の鳩山家も明治22年以来親子150年近く政治家を世襲し続けています。

また、印紙税や源泉徴収制度は、太平洋戦争の戦費調達・人出不足が原因で始まりました。80年以上も印紙税が意味もなく、根拠もなく存在し続け、源泉徴収制度は納税者の税徴収を覆い隠しています。それなのに、今回の「定額減税」だけははっきり記載しろと言うのはダブルスタンダードではないでしょうか。

この場合、増税や10月に予定されている社会保険料の増額についても、はっきりと「増額」の記載を義務付けてもらいたいものです。

配偶者の定額減税

所得税の納税者が対象

所得税の定額減税は、所得税の納税者である合計所得金額 1,805 万円以下の居住者に適用され、所得税額から本人 3 万円、同一生計配偶者と扶養親族 1 人につき 3 万円が控除される制度です。所得税の納税がない人は定額減税を受けることはできません。

非居住者には適用されない

定額減税は、海外で就職、留学などで国内に住所を持たない者、または 1 年以上、居所が国外にある者は対象となりません。

合計所得金額による扱いの違い

合計所得金額 48 万円以下の配偶者は、所得税の納税がないため、同一生計配偶者となることで定額減税を受けられます。給与等の源泉徴収では、合計所得金額の見積額 900 万円超の同一生計配偶者は、扶養控除等申告書に氏名等が記載されていないので「源泉徴収に係る申告書」を提出して月次減税を受けます。また、年末調整の際は「配偶者控除等申告書」又は「年末調整に係る申告書」を提出して年調減税を受けます。また、国税庁の様式以外も使用できます。

同一生計配偶者に該当するかの判定は、原則、令和 6 年 12 月 31 日の現況で行い、年の途中で出国、死亡の場合は、出国日、死亡日で行います。青色事業専従者や白色事業専従者は同一生計配偶者に該当しません。

また、合計所得金額 48 万円超となる共働き世帯などの配偶者は、自身が所得税の納税者として定額減税を受けます。

住民税は市区町村で計算

住民税の定額減税は、納税者の所得割額から本人 1 万円、同一生計配偶者と扶養親族 1 人につき 1 万円が控除される制度です。所得割額がない人、均等割り額のみの方は、定額減税を受けることができません。定額減税の手続きは、各市区町村が実施します。

なお、令和 5 年度の所得税確定申告では 1,000 万円超の給与所得者の同一生計配偶者であったため、給与支払報告書等に控除対象配偶者として記載されていない配偶者は、市区町村が令和 6 年度住民税の定額減税対象者として把握できていないため、令和 7 年度の住民税から控除を受けます。

控除しきれない人には調整給付

所得税および住民税の定額減税を自身の納税額から控除しきれない人は、各市区町村から調整給付金を受けます。給付額の算定は各市区町村で実施してくれます。また、1 万円未満の給付は 1 万円単位に切上げとなりますので、少しお得です。



合計所得金額 48 万円超なので、自身の所得税額から定額減税を受けます。

代表取締役等住所非表示措置の創設 10月から非公開可能に！

登記の社長住所を非公開にできる制度創設

令和6年4月16日の商業登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第28号）により、代表取締役等住所非表示措置が令和6年10月1日から施行されることとなりました。この措置は、株式会社の代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」といいます）の住所の一部を登記事項証明書や登記事項要約書、登記情報提供サービス（以下「登記事項証明書等」といいます）に表示しないこととする措置です。

平たくいうと、これまで登記簿謄本で表示されていた社長の自宅住所を、一定の要件の下、表示しないようにする制度です。ただし、最小行政区画＝市区町村まで（東京都においては特別区まで、指定都市においては区まで）は記載されます。

代表取締役等住所非表示措置の要件

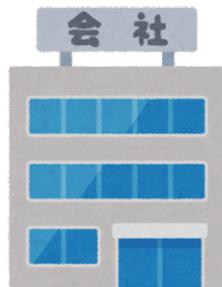
代表取締役等住所非表示措置を講ずることを希望する者は、登記官に対してその旨申し出る必要があります。この申出は、設立の登記や代表取締役等の就任の登記、代表取締役等の住所移転による変更の登記など、代表取締役等の住所が登記されることとなる登記の申請と同時にする場合に限りすることができます。そのため、住所の非表示だけを求めているの申し出はできません。なお、申し出に際しては、株式会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明郵便により送付されたことを証する書面等の添付が必要となります。

非表示のデメリットも事前考慮が必要です

代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合には、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができないこととなるため、金融機関から融資を受けるに当たって不都合が生じたり、不動産取引等に当たって必要な書類（会社の印鑑証明書等）が増えたりするなど、一定の支障が生じることが想定されます。

そのため、代表取締役等住所非表示措置の申出をする前に、このような影響があり得ることについて、慎重かつ十分な検討が必要です。

顧問の税理士や司法書士などと今後の事業展開とその際の非表示の影響をよく話し合っただけの検討をお勧めします。



今回の法改正では、
「株式会社」のみが対象です。

税務調査の対応について

税務調査とは何か

原則として、事前に調査日時などを納税者に対して通知します。調査日には調査官が調査対象年度の申告書類や帳簿書類等を納税者の事務所等で閲覧しつつ、その都度質疑応答しながらすすみます。その上で、申告内容に誤りが認められた場合に、修正申告に応じるような是正等が行われていきます。

税務調査の連絡がきた

あわてず、騒がずに、まず当事務所へ連絡してください。
心配事があれば、事前に必ず当事務所へ相談しましょう。

事前の準備は何をしたらいい？

当日必要となる書類（申告書類や帳簿類、契約書類、組織図等）の準備をします。
当日調査を行う場所を確保しておきます。応接室などの個室か、仕切りのある場所がよいでしょう。
当事務所と調査対象年度内の懸案事項について検討しましょう。もし不安な気持ちがあれば、その際に相談していただき気持ちを落ち着かせましょう。

当日の対応はどうしたらいい？

誠実な対応をこころがけましょう。（威圧、高圧、威嚇、は絶対 NG です）
雑談も調査官にとっては貴重な情報源です。不用意な発言は控えましょう。
調査官からの質問で理解できない場合には、遠慮せずに聞き返しましょう。その場合には、相手の話の途中で聞き返すのではなく、最後まで聞いてから、聞き返すようにしましょう。調査官の質問や指摘事項について反論すべきことは、自信を持って冷静に理路整然と行いましょう。感情的な態度は、相手から見て「怪しい」と捉えられてしまいます。冷静に伝えてください。
調査官から事情聴取を受けるときには、一人で受けないでください。受ける前に、必ず当事務所へ相談しましょう。

事前通知のない調査

現金商売の飲食業等では、税理士や経営者に事前通知なく税務調査がなされることが稀にあります。これはマルサのようなおおげさなものではなく、実際の現金の動きと帳簿や売上の不正がないかを実査するものです。このような場合は当事務所にすぐに連絡してください。税理士の立ち合いを求めるか、現金実査のみの確認をしてもらい、税務調査は日を改めてきてもらうようにします。



経理周りの不正の原因と予防策

「粉飾決算」を避けるべき理由

「粉飾決算」とは「会社の決算書を実際よりも良く見せるために不正な会計処理を行うこと」で、その手口の多くは、「売上高（売上債権）の架空計上」と「費用の圧縮（未計上）」です。

一般的に粉飾決算をすると、法人税等を余分に支払うことになるのですが、なぜそうまでして粉飾決算をするのでしょうか？ 主な理由として、以下が考えられます。

- ・ 経営者個人の見栄やプライド、役員報酬の維持
- ・ 入札資格（経審対策）、取引継続、新規取引
- ・ 金融機関からの借入

粉飾をした経営者本人は上記課題が解決するため良いのですが、それが発覚した場合、取引先や金融機関との信頼関係は一気に崩壊し、取引停止や法的責任を問われる可能性もあります。赤字になったからといって、即座に取引ができなくなるとは限りません。適切な対策を打ち、翌期以降の改善の目処が立てられれば、取引が継続される可能もあります。経営改善支援のための国の施策もありますので、粉飾に手を染める前に、当事務所にご相談ください。

経理の不正を防止するポイント

経理部門で起きる不正としては、粉飾決算だけではなく、経理担当者による横領や不適切会計などが挙げられます。不正をしてしまった従業員が悪いのはもちろんですが、「不正が起きうる環境」を作ってしまった会社側の責任も否認しません。

「不正が起きうる環境」とは、以下のケースが考えられます。

- ・ 業務が特定の個人任せ、属人化（ブラックボックス化）している
- ・ ダブルチェック機能、承認体制がない
- ・ 現金の取扱い（金額・回数）が多い
- ・ 残高確認をしていない

これらは社内ルールの整備や仕組みの構築によって、未然に防ぐことができるものです。

不正を防止するための第一歩として、まず「現状分析」が重要です。「今、どうなっているのか」を明らかにすることで、不正が起きやすいポイントを抽出し、効果的な対策を打つことができます。不正が起きない環境・仕組みづくりは、「細かいルールで縛りつける」というネガティブなイメージを持たれることもありますが、実際には会社や従業員を守る意味でも非常に重要なものです。



一度不正経理に手を染めれば経理を正常化することは難しく、さらなる不正を重ねることになりかねません。

税理士
法人

AIF事務所便り

2024.8.1/385号



contents

- ◆ 納付書の事前送付取りやめについて 瑤寺葵
- ◆ 無申告加算税の割合増加と繰り返し無申告への対策改正
- ◆ 本格化する税務調査!!
- ◆ 保険の上手な加入のしかた 税理士 今西崇男

納付書の事前送付取りやめについて

国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、令和6年5月以降に送付する分から、e-Taxにより申告書を提出している法人の方などについて、納付書の事前の送付を取りやめることとなりました。

《事前送付を行わないこととなる方》

- e-Taxにより申告書を提出されている法人の方
- e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
- e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人の方
 - ・ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）
 - ・振替納税
 - ・インターネットバンキング等による納付
 - ・クレジットカード納付
 - ・スマホアプリ納付
 - ・コンビニ納付（QRコード）

現在、e-Taxを利用されず、税務署から送付された納付書で納付されている方など納付書を必要とされる方に対しては、引き続き、納付書を送付する予定としています。

また、源泉所得税の徴収高計算書や、消費税の中間申告書兼納付書については、引き続き送付する予定ですが、電子申告及びキャッシュレス納付を利用するよう強く呼びかけています。

令和5年10月に国税庁から発表した「令和4年度におけるオンライン（e-Tax）手続の利用状況等について」では、電子申告割合が法人税や消費税は92%、所得税は71%と多くの方が利用しています。しかし、キャッシュレス納付割合では35.9%と電子申告との差が大きくあります。このように申告は「電子」で、納付は「納付書」で行っている方については、今回の納付書の事前送付取りやめの対象に含まれてしまうため、納税漏れのないように適切に管理する必要があります。

納付書自体は所轄税務署や金融機関から入手可能ですが、事前送付があった頃と比較してみると、大きく手間がかかります。

弊社でもほとんどの方が代理送信で電子申告を行っていますが、キャッシュレス納付はまだまだ少なくて感じます。これを機に利用を始めてみてはいかがでしょうか。

無申告加算税の割合増加と繰り返し無申告への対策改正

加算税とは

加算税は、申告内容が誤っていたり、申告しなかったり、仮装・隠蔽を行ったりした場合や、納税が遅れた場合に課されるペナルティです。

加算税の種類

過少申告加算税

期限内申告について修正申告・更正があった場合に課される。正当な理由がある場合や更正を予知しない自主的修正申告の場合は不適用。

無申告加算税

①期限後申告・決定があった場合②期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合に課される。正当な理由がある場合や法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後申告の場合は不適用。更正・決定を予知しない自主的修正申告・期限後申告の場合は課税割合が軽減される。

不納付加算税

法定納期限後に納付・納税の告知があった場合に課される。正当な理由がある場合や法定納期限から1月以内にされた一定の期限後の納付の場合は不適用。納税の告知を予知しない法定納期限後の自主的納付の場合課税割合が軽減される。

重加算税

仮装隠蔽があった場合課される。とても重い課税割合（過少・不納付 35%、無申告 40%）。

無申告加算税の割合の増加

令和5年度税制改正では、社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額無申告について、納税額が300万円を超える部分のペナルティとして、無申告加算税の割合が従来の20%から30%に引き上げられることになりました。

納税額	50万円以下	50～300万円	300万円超
改正前	15%	20%	
改正後	15%	20%	30%

※納税者の責めに帰すべき事由がない場合、30%の適用は除外

繰り返し無申告の加重措置の見直し

改正前は過去5年以内に無申告加算税が課されていた場合、無申告加算税の割合を10%加重する措置が取られていましたが、これでは複数年無申告だった場合で、今回が初めての無申告加算税適用だったというような「意図的に無申告を繰り返すケース」に対応できなかつたため、過去2年間連続して無申告加算税等が課される事例に対して、加重措置が取られるように改正されます。



令和6年1月1日以後、法定申告期限が到来する国税について適用です。

本格化する税務調査 !! 1

7月下旬から11月まで、季節で言うところの「秋」の時期が、税務調査の行われるピークとなります。3月に締めた前年の決算書を、一通り精査し終え、職員が実際に動けるようになるのが、この秋口からとなります。

調査先の決定は最終的には、税務署の統括官（通常の会社の課長職）が決めますが、一般的な任意調査においては、次のような業種やケースにあてはまる納税者が調査対象として選ばれやすいと言えます。

① 業績が特に良い業種

確実に調査があります。業績が良いと負担税額が多くなります。業績が良い納税者はそれだけ重税感を持ちやすくなるので、ごまかしたくなるのでは、という理由によるのでしょうか。

② 不正申告の割合が高い業種

過去の例から、他の業種に比較して不正が多かった業種は調査の対象になりやすいと言えます。IT関連企業、人材派遣業、引越しサービス業、デザイン業、不動産業・建設業などがこれにあたります。

③ 過去に不正行為があった納税者（不正常習、調査非協力等）

税務署は調査の度に、調査記録と会社の納税態度の評価をします。前回の調査時に不正行為があって修正申告していた場合や営業活動をしていながら申告のなかった場合は、調査が多くなります。

④ 現金商売の会社

特に領収書を発行しない、飲食店、八百屋、ペンキ屋、道の駅出店農家等にあたります。

⑤ 長期間、税務調査がない場合

しばらく税務調査がないと、納税に関心がうすくなり、申告に間違いが起りやすいためです。また、税金の時効との関係もあります。

⑥ 財務諸表に異常な数字がある場合

事業規模が同じ程度と同業者と比較して、その利益率が目立って低いとき。売上や仕入れなどのバランスが悪い場合や、逆に財務諸表がきれいに出来すぎているときです。

例として

1. 売上急増

2. 売り上げの伸びと利益の伸びの不一致

3. 支店・営業所の増加と売上の伸び 不自然

4. 売上総利益の変動が大

5. 同じ規模の会社と比べて売上総利益が著しく低い

6. 建物・土地・備品等が急増している

7. 役員報酬が少ないのに、社長が高額な不動産・株式・車等を購入した場合

8. 特別利益、特別損失が頻繁に出てくる会社

9. 消費税の還付法人

10. 多額の貸倒損失、未払金、業務委託費、外注費がある会社

11. 代表者個人からの多額の借入金がある会社

12. 税務署に情報の提供があるケース等（経理責任者の退職、経営者の離婚等）

本格化する税務調査!! 2

税務調査の事前準備まとめ

過去3期にまでさかのぼることが多いので、その3期について整備されていない事項や、不十分な処理しかしてない事項があれば、すべてを整理しておきたいところです。

- ① 法人税・消費税等申告書、総勘定元帳等の整理
- ② 請求書・領収書などの整理
- ③ 契約書（印紙の貼付確認）・証憑類の確認（稟議書含む）
- ④ 給与台帳・源泉徴収簿
- ⑤ 金庫・ロッカー・事務机・書類棚の整理整頓
- ⑦ 調査日現在の現金勘定の確認
- ⑧ 棚卸資料（原始記録）の確認
- ⑨ パソコン内の整理（社長、経理担当）

その他に事前に確認しておくべき事項としては以下のものが挙げられます。

- 定款・各種議事録の有無と管理状態
- 各種届出書の保管とそれに基づく税務処理の確認
- 契約書・稟議書・取締役会決議書の整合性
- 社内諸規定と税務処理の整合性
- 請求書・領収書による支払い先の確認（相手先との一致の確認）
- 保存期間内の帳簿書類の有無
- 取引先以外のカレンダー、記念品、メモ用紙、ライターなど名入りのものの整理
- 社用電話帳の取引先以外の会社名の有無
- 個人預金関係の整理 会社に置かず自宅へ持ち帰る

帳簿にはこんなことまで注意が必要です。

- 帳簿や伝票に付箋が貼ったままになっていないか
- 帳簿にメモ用紙が挟まったままになっていないか
- 帳簿や伝票に鉛筆などで書き込みがないか
- 帳簿に○印やレの印でチェックしてないか
- 帳簿や伝票に鉛筆で数字が書き込んでないか
- 経営者や経理担当者の机の上のメモ用紙やカレンダーへの書き込み

保険の上手な加入のしかた

保険は様々なリスクに対応するものです。しかし、多くの人も企業も保険について正確な知識を持っているかと言われれば心もとありません。私の体験的保険活用法は以下の通りです。

- ・ 保険は家について高額な買い物である
- ・ 保険加入の順序は、事故が起きたらリスクが大きい順に加入すべきである

●個人の場合

①火災保険 めったに起きないが、起きたら自宅がなくなる。

②自動車任意保険 起きたら莫大な請求がくる。

③自転車賠償保険

めったに起きないが、起きたら高額な賠償がくる。保険料は年 1,000 円程度と安い。子供も要注意。

④生命保険

年齢や家族構成で保険金額が大きく変わる。若い時(40歳以下)は給与が低く、生活に余裕がない時代は、共済(全労災等)の掛捨て保険がおすすめ。40歳を超えたら、終身個人保険がおすすめ。保険外交員はこれしか加入していないと聞く。自宅購入時の住宅ローンに付随する団体信用保険も考慮する。家族がいない場合は必要がないか、最低限でよい。

⑤ガン等の医療保険

入院保障 1 万円と記載されているが、最大 180 日限度で 180 万円しか出ないもの(日本ではガンの入院でもせいぜい 14 日程度)。年齢によって保険料は違うが、60 歳を超えたら 10,000 円を超える。1 年ちょっとで保険金と保険料が同じとなり、貯金がある方にとって医療保険は不必要と思う。

⑥経営者の方の生命保険

経営者の方で会社の借金の連帯保証人の方は、万が一が家族が露頭に迷わないように、掛捨て保険等の加入を検討すべき。経営者の生命保険金は会社への連帯保証人が多いため、相続放棄しても遺族に保険金が下りる。

⑦一時払い終身保険

財産が多額で相続税対策を考えている方にはお得。相続税は最大 55% で、預金を保険に置き換えるだけで、相続人人数 × 500 万円までは相続税が非課税となる。

●法人の場合

①火災保険・自動車保険 個人の場合と同じく必須。

②労災上乗せ保険 保険料も安く万が一の労災事故に備えるために絶対必要。

③業界別損害保険

飲食等は食中毒、運送業は荷物保険、建設業は現場火災等、業界に応じてリスク保険に加入する。

④役員退職金 退職金が多額となる役員等について、平準定期保険等で退職金の積立を検討する。

⑤従業員退職金 従業員退職のための半額損金算入の養老保険の加入を検討する。

⑥セーフティネット共済 800 万円まで全額損金になるので節税対策になる。

税理士
法人

AIF事務所便り

2024.9.1/386号



contents

- ◆ 定額減税とふるさと納税の控除上限額
- ◆ 会社の「みらい」のために 決算対策 税理士 今西崇男
- ◆ 粉飾決算の見破り方
- ◆ 中小企業での逆求人活動

定額減税とふるさと納税の控除上限額

今年の定額減税はふるさと納税に影響なし

ふるさと納税の自己負担が 2,000 円で済む控除の上限額は、主に所得に対する住民税の額（所得割額）によって決まります。今年行われた定額減税については、住民税も減税されるため、去年ふるさと納税を行った金額が、定額減税によって控除の上限額を超えてしまっていないか、と悩んだ方がいらっしゃるかもしれませんが、結論から言えば今年の定額減税はふるさと納税に影響ありません。

本来は「定額減税後の所得割額」を参照してふるさと納税の控除上限金額を決定するところを「令和 5 年中に行うふるさと納税は、後付けの定額減税を想定することができていないので今年は特別扱いする」ということで、地方税法を改正して「令和 5 年分のふるさと納税の住民税の軽減計算については、定額減税前の所得割の額で行う」としています。この変更によって、今年の定額減税は去年行ったふるさと納税の控除上限金額に影響を与えないため、ギリギリまで寄附された方でも、問題なく自己負担が 2,000 円で済むようになっています。

例外的に影響する可能性のあるもの

「令和 6 年 6 月からの住民税」については、地方税法で特別扱いをする旨を明記しているため問題はないのですが「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」の住民税の定額減税だけは扱いが変わります。本人の所得が 1,000 万円超かつ配偶者の合計所得が 48 万円以下のケースがこの「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」となるのですが、この場合のみ、今までの制度上配偶者控除等申告書に記載する必要がなかったため、令和 5 年に提出したものに記載がなく、令和 6 年中の定額減税に間に合わないため「令和 7 年 6 月以降の住民税から減税される」という仕組みになっています。

そして、令和 7 年 6 月からの住民税から行われる定額減税には、今回地方税法を改正した「令和 6 年の定額減税はふるさと納税には無関係」の特別ルールがないため、新たに法改正をしない限りは、今年令和 6 年に行うふるさと納税の控除上限金額に影響を与えることとなります。

ただし影響は少ない

とはいえ、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者のみの定額減税、つまり住民税 1 万円引きが影響を与える内容のため、ふるさと納税の控除上限金額の変動は数千円程度に収まる方が大半です。



住民税は半年遅れて反映されるので年度がわかりにくいですね

会社の「みらい」のために 決算対策

決算前に会社が検討する決算対策

対応例		内容	資金負担
遺産整理	不良債権処理	貸倒処理	無
	在庫処分	在庫破棄、値引処理	無
	含み損資産処分	価格落ちの資産の処分	無
	遊休設備の除却	固定資産の整理	無
福利厚生	社員決算賞与	社員の士気向上	有
販売促進	広告宣伝費の支払	将来に向けた投資 パンフレット・カタログ・HP の リニューアル等	有
	交際費・寄付金	取引先等の関係強化	有
設備投資	修繕費の支払	費用の前倒し	有
	少額資産・消耗品	費用の前倒し	有
	社用車の購入	減価償却費の計上	有
その他	短期前払費用	1年以内の短期費用の計上	有
	経営セフティネット	年間240万円の損金化（解約後3年損金否認）	有
保険の活用	労災上乗せ保険等	会社のおおきなリスク回避 労災・火災・損害事故	有
	各種保険の活用	保障の確保 ・現金と利益の確保	有

生命保険による「決算対策」について

現金の確保 経営者に万が一の際の「死亡保険金」

事業継続資金・借入返済資金・死亡退職金原資になります。保険金を借入金返済にすれば会社の借金を引き継ぐことなく相続することができます。

<加入すべき保険の種類>

1. 経営者対象の全額経費化できる定期保険

40歳加入の場合、5,000万円の死亡保険金、月2万5千円と保険料が安く、全額損金になる。

2. 長期平準定期保険

半額損金になり、解約返戻金がある。

日本生命で40歳加入の場合、5,000万円、月10万3千円。それを65歳で解約した場合、保険料3,100万円となり、解約金3,022万円で97.4%の返戻金がある。一時的に資金必要時に、契約者貸付金、解約返戻金を活用し財源確保できる。

3. 福利厚生プランによる養老保険（解約金・満期保険金が100%の商品）

一定の条件で社員を被保険者として法人が加入する積立保険で、半額損金になる。

日本生命の養老保険の場合、最短で97%の解約返戻金となり、満期保険金は100%以上で戻ってくるため、契約者貸付金制度による資金繰りへの活用や建設業等赤字決算による指名停止を防ぎ、赤字決算を黒字決算（雑収入計上）にできて、銀行対策にもなる。

粉飾決算の見破り方

「赤字隠し」の特徴と見破り方

中小企業の粉飾決算で最も多いのは、赤字を黒字にみせかける「赤字隠し」です。

赤字隠しを行う目的は、金融機関や取引先に対して、苦しい経営実態を知られないようにすることです。赤字隠しには、「損益計算書は黒字でキャッシュフローはマイナス」という特徴があります。したがって利益が赤字の決算書には粉飾が低く、脱税が疑われます。

では、粉飾決算を見破るチェックシートを以下記載しておきます。ご参考までに。

貸借対照表

チェックポイント	疑われる内容
① 多額の現金を計上していないか	実際より多額の現金を計上 経費の繰り延べ
② 売上債権回転期間が長い	売上の早期計上 不良債権の発生 売掛金÷年間売上高 3期を比較する
③ 在庫回転期間が長い	期末在庫の水増し 不良在庫の発生 期末在庫÷年間仕入高 3期を比較する
④ 仮払金が多い	費用の繰延、役員貸付金等隠し
⑤ 有形固定資産が大きい	建設仮勘定による修繕費の資産計上
⑥ 代表者・関係会社貸付金の増加	役員報酬不足、関係会社の赤字補填
⑦ 有価証券等の増加	株式の含み損、資金化困難な資産計上 現物確認
⑧ 保険積立金の内容	契約者貸付金で実質資産性なし
⑨ 繰延資産の増加	費用の繰延計上
⑩ 仕入債務回転期間が長い	仕入計上の先送り 期末買掛金÷年間仕入金額 3期比較
⑪ 未払金の増加	資金繰り悪化による滞納 税金等
⑫ 黒字なのに借入金増加	粉飾しつつ資金繰り悪化による借入像
⑬ 利益+売掛+在庫増加の場合	粉飾の恐れあり

損益計算書

チェックポイント	疑われる内容
① 売上高の急激な伸び	架空売上、来期売上の先食い
② 粗利の伸び率の増加	期末在庫の水増し、仕入れの除外
③ 役員報酬の減額	役員報酬減額で黒字化 3期比較
④ 減価償却費の減少	償却費の過少計上
⑤ 借入金と支払利息のアンバランス	未払利息計上もれ、在庫等資産に計上 支払利息÷年間借入金 3期比較
⑥ 前期修正損益の頻繁さ	経理が杜撰、粉飾体質
⑦ 営業外損益、特別損失	経常利益を良く見せる勘定科目操作
⑧ 法人税等が利益と合致するか	経常利益を良く見せるために消費税等を法人税等に計上

中小企業での逆求人活動

逆求人活動とは

逆求人活動とは、企業側から候補者へ直接アプローチをする採用活動です。ハローワークや自社の採用ホームページを使う通常の採用プロセスでの、企業が応募を待つ受け身の姿勢になるのとは異なり、企業側から能動的に候補者を探し、自社の選考に応募してくれるように促します。逆採用手法は、スカウト機能のある求人サイトの活用が代表的なものにありますが、他にも自社での求人サイトやSNSを経由したスカウトなども該当します。

逆求人者のメリットとデメリット

企業が能動的に応募者に直接アプローチできる逆求人は、中小企業にとって有効な手法になり得ます。大企業と比較してどうしても認知度が劣る中小企業では、受け身で応募を待っているだけでは、自社が求めるスキルや経験を持った人材と出会い関係を築くことは簡単ではありません。

しかし、逆求人者を上手に使えば、有為な人材に直接自社をアピールし熱意を伝えることができます。一方で、必ずしも潤沢な採用コストが用意できるとはいえない中小企業にとっては、特に人材エージェントを介する成功報酬型求人の場合など、高額なコストを必要とする手法を導入することは難しいというデメリットもあります。

リファラル採用

低コストで逆求人を行う手法の1つとして、リファラル採用があります。リファラル採用とは、自社に在籍する社員が友人や知人を自社に推薦する採用方法です。既存の社員のネットワークを通じて、信頼性の高い候補者を採用することが可能です。ただし、リファラル採用ではその範囲が既存の社員のネットワークに限られてしまい、そこがデメリットあるいは限界といえます。

中小企業こそ戦略的な活用を

この他にも、企業側から採用候補者に直接アプローチする採用手法には様々な方法があります。近年の売り手市場を背景に活発化もしています。人手不足の問題解決が見えない中、特に大企業と比較して認知度が低い中小企業では、これらの逆求人活動を積極的に、かつ、戦略的に活用することが、今後ますます重要になってくると考えられます。



積極的な採用
手法を考えて
みてはいかが
でしょうか

税理士
法人

AIF事務所便り

2024.10.1/387号



contents

- ◆「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（調整給付金）について
- ◆ 事業専従者の定額減税について
- ◆ 税務調査の否認・指摘項目 税理士 今西崇男
- ◆「ふるさと納税調査結果」が発表されました 税理士 山本久美子

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金 (調整給付金) について

市町村から確認書などが届いていませんか？

10月31日までに提出しないと給付金の受け取りができなくなります。

対象者と支給額

定額減税の対象者の中で、定額減税額が納税額を上回ると見込まれる方が対象です。減税しきれない額を1万円単位で切り上げて給付金(調整給付)として支給されます。

申請方法

2024年7月頃からお住まいの市区町村から確認書が届きます。給付金を受け取るためには、必要事項を記入し、本人確認書類や口座情報などを添付して提出する必要があります。

詳細は、お住まいの市区町村にご確認ください。

支給額の計算例

～4人家族の例～

定額減税額は、所得税12万円(3万円×4人分)、住民税4万円(1万円×4人分)。納税額は、例として、令和6年分推定所得税額2万7千円、令和6年度住民税額(所得割)3万9千円とした場合。

- ・所得税の調整給付：120,000円－27,000円＝93,000円(1)
- ・住民税の調整給付：40,000円－39,000円＝1,000円(2)
- ・調整給付の合計額：(1)＋(2)＝94,000円

1万円単位で切り上げるため、この場合の調整給付の支給額は10万円となります。

調整給付の支給対象と見込まれる方に、7月下旬以降、以下のどちらかの書類が送付されます。

①『支給のお知らせ』が届いた方(白色の封筒)

支給対象者のうち、公金受取口座を登録されている方にお送りします。

『支給のお知らせ』が届いた方は、給付金受取についての申請手続きは不要です。

②『確認書』が届いた方(紫色の封筒)

支給対象者のうち、公金受取口座を登録していない方にお送りします。

『確認書』が届いた方は、給付金受取についての申請手続きが必要です。内容を確認していただき、本人氏名・連絡先・振込先口座などを記入のうえ、必要な添付書類とともに同封の返信用封筒にて返信してください。

提出期限：令和6年10月31日(木曜日)

事業専従者の定額減税について

当初の予定では、事業専従者は定額減税の対象外でした。税法上、青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受ける人または白色申告者の事業専従者である人は、扶養親族にはなれないためです。

しかし、内閣官房の定額減税のよくある質問が更新され、令和6年分の所得税及び令和6年度の個人住民税所得割がともに0円である事業専従者にも調整給付が支給されることとなりました。ただし、住民税非課税世帯への給付金を受給している場合など、対象とならない場合もあります。

Q. 事業専従者ですが、令和5年分と令和6年分の所得税額、令和6年度個人住民税所得割が0です。調整給付の支給はありますか。

A. 所得税、個人住民税所得割の税額がないことによって本人としての定額減税が受けられず、扶養親族等としての定額減税の対象にも制度上含まれない事業専従者の方については、1人あたり原則4万円の支援が行われるよう調整給付（不足額給付）の対象としています。

Q. 令和5年分と令和6年分の所得税の合計所得金額はそれぞれ48万円超ですが、各種控除を適用した結果、所得税額と個人住民税所得割はともに0です。調整給付の支給はありますか。

A. 原則として、合計所得金額が48万円超の方で所得税や個人住民税所得割が生じている方は、ご自身が定額減税の対象となりますが、各種控除の適用により所得税、個人住民税所得割の税額がいずれもないことによって本人としての定額減税が受けられず、扶養親族等としての定額減税の対象にも制度上含まれない方については、1人あたり原則4万円の支援が行われるよう調整給付（不足額給付）の対象としています。

※ このうち、調整給付（当初給付）や低所得世帯向け給付（住民税非課税世帯への給付等）を受給している場合は給付対象となりません。

この場合、調整給付（不足額給付）の受給にあたっては、要件を確認させていただく必要があるため、原則としてご本人からの申請をお願いすることとしています。具体的な給付時期や申請にあたって必要となる書類は、お住まいの市区町村にご確認ください。

※ 市区町村によっては、申請を不要とする場合もありますので詳細はお住まいの市区町村にご確認をお願いいたします。

税務調査の否認・指摘項目 1

過去の税務調査で否認・指摘された実例を参考に、今後の税務調査対策に役立ててください。

① 貯蔵品の計上もれ

印紙・切手・商品券・高速道路通行券・新幹線の切符等は金券ショップで簡単に換金できます。これらの在庫は、貯蔵品として資産に計上するべきものです。特に切手はほとんどの会社で在庫を持っていると思われるので、決算では概算でもいいので、貯蔵品/通信費として処理しておくことです。

② 仕掛品、未成工事支出金の計上漏れ

製造業、建設業、ソフト産業等の税務調査で厳しくチェックされるのが仕掛品等の計上漏れです。直接材料費、直接人件費、直接外注費のように未完成の工事や案件の漏れはないのですが、多いのは間接費の計上漏れです。特に直接人件費と営業や経理・経営部門の比率に応じて、家賃・光熱費・旅費交通費・減価償却費等の諸経費を製造部門に配賦し、さらに、仕掛品と完成品の比で在庫計上し忘れていたことがしばしば見られます。年間3千万円以下程度の売上規模であれば、厳しく指摘されることも少ないでしょうが、経理を自社でできる規模の会社であれば、厳しく指摘される可能性があります。特に近年、ソフト産業等のように旧来の製造業のようなイメージのない会社は要注意です。

③ 在庫と倉庫の関係

地代家賃の内訳書に倉庫が多数ある場合、倉庫ごとに在庫の計上が証憑で確かめられます。廃棄物等も正しく廃棄(写真や業者の廃棄証明書)されていなければ、資産に計上されてしまいます。

出版社を例にとれば、倉庫、印刷所、委託書店等様々なところに在庫が存在しています。在庫計上漏れがないようにしてください。

④ その他の漏れ

飲食業の賄いによる現物給与の源泉税徴収漏れ、製造業の金属廃棄、自動販売機等の雑収入の計上漏れは必ずチェックされます。また、大入り袋等を給与とせず、福利厚生費として処理する会社も時々見分しますが、源泉税の徴収漏れとなります。

⑤ 交際費の否認事例

個人経営であれば、400万円以上の交際費は要注意です。また、オーナー企業であれば、交際費の支出の場所が自宅近辺や曜日が土日であれば、家族との会食ではないかと疑われます。交際費は最低2人以上でなければなりません。レシートに1人と記載されている場合や金額から1人分であると推定される場合、反面調査もあり、否認される恐れがあります。

⑥ 家事費と会社の経費負担

自宅を事務所や本店、店舗としている事業者の場合、真っ先に疑われるのが、個人の家事費と会社の経費かの負担調査です。特に、光熱費、通信費、家賃、消耗品費等は明確に区分しておく必要があります。簡単に年間総額を使用面積比で按分しただけでも大丈夫と思われるかもしれません。また近年、社宅の適正家賃の計上も都心では調査されます。一度再計算してみてください。

税務調査の否認・指摘項目 2

⑦ 消費税の注意点

1. 勘定科目での注意

支払手数料のうち、カード手数料は消費税非課税仕入です。また、ガソリン税は課税仕入れですが、ディーゼルの重油税は非課税仕入です。福利厚生費や交際費の慶弔費は、非課税仕入となりますので注意してください。

2. 消費税で一番多い誤り

創業時、多額の設備投資を要する飲食、整骨、美容、製造、運送、ソフト業等であれば、原則課税を選択すると消費税の還付が受けられる可能性があります。しかし、創業後、原則課税より簡易課税が有利となるケースも多々見受けられます。初年度 5,000 万円以下の売上ならば、簡易課税の選択もありですが、最大の問題は「簡易課税選択届出書」の提出期限が事業年度終了日以前であることです。申告期限であれば誰もが気づくでしょうが、消費税の場合は、事業年度の 1 日目からの処理ですので、どうしてもその前日までの届け出となります。頻繁に会計事務所と相談している、月次決算をしている、会議をしている等の事業体であれば、まず問題がないのですが、決算だけお願いしている場合は失念する可能性があります。要注意です。

また、簡易課税は得する場合がありますが、結果損する場合があります。絶対得すると確信される場合以外は原則課税をおすすめします。

最後に、「簡易課税選択届出書」を出した場合でも、売上が 5,000 万円以上になると原則課税となります。その後、売上が下がると簡易課税に戻り、気付かないうちに損する場合があります。事業体の内容で簡易課税が不利となった場合、以前提出した「簡易課税選択届出書」の取消手続きをしておくことです。

⑧ 提出書類の期限厳守

1. 青色申告の承認申請書提出期限

- 個人事業の場合・・・青色申告書による申告を受けようとする年の 3 月 15 日まで

(その年の 1 月 16 日以後、新たに事業を開始した場合は事業開始日から 2 ヶ月以内)

- 法人の場合・・・設立第 1 期目から青色申告の承認を受けようとする場合の提出期限は、設立日以後 3 ヶ月を経過した日と設立第 1 期の事業年度終了日とのうちいずれか早い日の前日まで

青色申告の場合、各種税額控除等を受けることができます (30 万円未満の資産の一括経費化、赤字を翌期以降に繰り越せる等)。特に創業時は赤字になりやすいので、翌期の黒字と損益通算できるメリットは大きいです。そのため、たった 1 枚の書類で大きく納税額が変わる場合もあります。

2. 相続時精算課税選択届出の提出期限

相続時精算課税を選択しようとする受贈者は、選択をしようとする贈与を受けた年の翌年の 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間 (贈与税の申告書の提出期間) に「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。期限後に提出すれば、暦年課税扱いとなり多額の贈与税を納税することになります。

「ふるさと納税調査結果」が発表されました

去る R6 年 8 月 2 日に「ふるさと納税に関する現状調査結果」が総務省から発表されました。今回はその中から気になる情報をピックアップしてお伝えします。

★寄付先 1 位は断トツの北海道エリア（14%、県・市町村合計受入金額ベース）

2 位の福岡県は 5%（同）ですので、2 位と 2 倍以上の差をつけています。一極集中と言われている東京都の人口が日本の人口の約 12% ですので、北海道はふるさと納税の絶対王者というべき存在でしょう。北海道は物産展を開いても大人気で、百貨店のドル箱企画のため、引く手あまたと聞いたことがあります。魅力ある豊富なコンテンツは他の団体からすると垂涎の的です。

★市町村別寄付先上位は常連様ばかり（表 1）

私たちは職務上、クライアント様のふるさと寄附先を拝見しています。

寄付先は、すべての市町村がまんべんなくというよりは、よく出てくる寄付先というのが確かに存在します。この受入れ結果をみて、「これらの市町村よく見るなあ」って思っていました。それだけ寄付額に対し魅力のある返礼品が多いのだろうと推測します。

★ふるさと納税で割りをくう大都市（表 2）

地方公共団体からすると、ふるさと納税は団体同士で税金というパイを奪い合う戦いですが、表 2 はそのパイを奪われた上位市町村です。人口が多い、所得が多い大都市が上位団体に名を連ねています。（統計上東京 2 3 区は 1 区で 1 団体とカウントされるため、上位 5 位内には 2 3 区最大人口を持つ世田谷区のみとなっています）

納税の受入上位ランキング（表 1）

受入団体	構成比
宮城県都城市	1.7%
北海道紋別市	1.7%
大阪府泉佐野市	1.7%
北海道白糖町	1.5%
北海道別海町	1.5%

住民税控除額上位ランキング（表 2）

控除団体	構成比
神奈川県横浜市	3.9%
愛知県名古屋市	2.2%
大阪府大阪市	2.1%
神奈川県川崎市	1.7%
東京都世田谷区	1.4%

調査結果について詳細をお知りになりたい方は、下部の QR コード、または「ふるさと納税に関する現状調査結果」より検索してみてください。



税理士
法人

AIF事務所便り

2024.12.1/389号



contents

- ◆ 令和6年分の年末調整実務 永嶋道隆
 - ◆ 保険料控除証明書の到着は必要な保険か否か見直す好機です！
-

令和6年分の年末調整実務 1

今年も年末調整の時期となりました。

経理担当者の方にとっては年末調整書類の配布及び回収、記載内容の説明や確認などボリュームの大きい臨時業務になるかと思えます。

また、今年は定額減税があるので、記載欄の変更もあり、それらの対応も必要になります。

そこで、今回は令和6年分の年末調整のうち、定額減税に関わる部分について確認していきたいと思えます。

【1】定額減税の対象者

定額減税を行う上で、誰が対象者となるか判定を行う必要があります。

判定の流れとしては、まずは役員及び従業員ご本人が定額減税の対象かを判定した上で、対象になる場合には配偶者や扶養親族の中で定額減税の対象者の判定を行う必要があります。

※本人が対象外の場合は、配偶者や扶養親族が対象でも定額減税は行えません

①本人の判定基準

日本国内に住所を有する合計所得金額（給与所得以外の所得も含む）が1,805万円以下（給与収入のみの方は年収2,000万円以下、所得調整控除の適用ある場合は年収2,015万円以下）の方が対象となります。

②配偶者や扶養親族の判定基準

本人と生計を一にする日本国内に住所を有する合計所得金額が48万円以下（給与収入のみの方は年収103万円以下）の配偶者及び親族の方が対象になります。

また、配偶者の判定は本人の合計所得が1,000万円超で配偶者控除の対象とならない場合も、定額減税については、①の基準を満たしていれば対象となりますので、配偶者控除等申告書の記入も含めご注意ください。

【2】年調減税額

各人の定額減税で所得税の額から控除される金額は以下の算式で計算されます。

《30,000円（本人分）+30,000円 × 配偶者及び扶養親族の人数》

【3】源泉徴収票の記載事項

定額減税を行った場合は、源泉徴収票の摘要欄に、次の事項を記載します。

- ・年調減税額を実際に控除した場合『源泉徴収時所得税減税控除済額 × × × 円』
- ・年調減税額が控除しきれなかった場合『控除外額 × × × 円』
- ・控除しきれなかった金額がない場合『控除外額 0 円』
- ・合計所得金額1,000万円超の方で、同一生計配偶者を計算に含めた場合『非控除対象配偶者減税有』
- ・その配偶者が障害者等の場合『減税有 配偶者氏名（同配）』

【4】年末調整書類のチェックポイント

提出された年末調整資料のうち、【1】の判定をする上で次ページの部分についての確認が必要になります。提出された書類に誤りが無いかについては、ご本人との確認が必要な内容になりますので、早めに確認作業を行って頂ければと思います。

令和6年分の年末調整実務 2

①本人と配偶者の判定

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

基・配・所

○や✓がない方が対象

48万円以下の方が対象

1,805万円以下の方が対象

本人はここをチェック！

同一生計配偶者はここをチェック！

あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算	
所得の種類	収入金額
(1) 給与所得	7,000,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額	0
あなたの本年中の合計所得金額の見積額	7,000,000

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算	
所得の種類	収入金額
(1) 給与所得	200,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額	0
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	200,000

区分	控除額
基礎控除	480,000
本人定額減税対象	0
配偶者控除	0
配偶者特別控除	0
配偶者定額減税対象	0

！ 本人の所得が1,000万円超の方は、例年は書式右側の「配偶者控除等申告書」の記載はしませんが、令和6年分は「年末調整に係る定額減税のための申告書」を兼ねているため、配偶者分の定額減税を計算に含める場合は、この部分も記載が必要です。

②扶養親族の判定

令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

扶

扶養親族はこの2つをチェック！

○や✓がない方が対象

区分等	氏名	生年月日	所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所
源泉控除対象配偶者(注1)	大和 花子	52.2.3	200,000	生計を一にする事実	東京都千代田区〇〇一丁目3番Aマンション802号
控除対象扶養親族(16歳以上)(※21.1.1以降)	大和 大吉	24.12.5	300,000	同族	同上
	大和 和子	26.5.28	0	同族	同上
	大和 栄太	15.9.4	0	同族	012 Happy st., USA
	大和 春	20.4.10	0	同族	東京都千代田区〇〇一丁目3番Aマンション802号

16歳未満の扶養親族(※21.1.2以降)

氏名	生年月日	所得の見積額	異動月日及び事由
大和 夏	23.7.8	0	0

16歳未満の扶養親族も、定額減税の対象です。ただし、重複して受けることはできません。他の家族の扶養親族となっていないか、従業員に確認しておきましょう。

保険料控除証明書の到着は 必要な保険か否かを見直す好機です！

毎年 10 月に保険料控除証明書が届く

例年 10 月の声を聞くと保険会社各社から保険料控除証明書が届き始めます。

保険は、自分や家族の病気・怪我・事故および死亡などのリスクに対して、経済的に備えるためのものです。そのため、結婚、出産、子供の独立、定年等、ライフステージの変化に合わせて見直すものとされています。

とはいえ、保険の中身の理解は面倒で、慣れないとなかなか馴染めません。普段から接しているほうが馴染みも出てくるので、毎年この時期に見直すことをお勧めします。

ライフステージに応じて必要な保険（個人）

保険はめったに起こらないが起こったら大変なことになると言う順番で加入することです。

① 任意自動車保険（酔っ払い運転や法定速度 2 倍の違反事故には保険はおりない場合があります。）

② 自転車保険（めったに起こませんがお年寄りが倒れたら死亡につながります。）

安い保険料ですので必ず加入することをお勧めします。

③ 火災・地震保険（めったに起こりませんが、起こったら大変です。）

④ 住宅ローンの団体信用を保険（万が一死亡の場合ローンがなくなります。）

保険料も格安なので自宅購入の場合必ず加入しましょう。

⑤ 死亡保険（子供が 18 歳未満の方、保険料が負担に思う方は、全労済や JA 共済、税理士共済のような格安の掛捨て保険で大きな保障を用意しましょう。35 歳 5,000 万円で月 5,000 円程度の保険があります。）

次に、子供が成人に達した場合は、終身保険を検討します。保険会社からは、L 字型という 60 歳・65 歳で保障期間が切れる、または 1/10 に死亡保険金を減額するものを勧めてきますが、決して騙されてはいけません。終身保険であれば、遺族は 100% 保険金を手にすることができます。お金に余裕があれば、相続税対策にもなる一時払い終身保険もお勧めです。

日本のしっかりした医療制度の下では医療保険はあまり重要ではないでしょう。

会社で付保する保険は税理士にも相談を

自社のリスクは自社でよく検討した上で優先順位をつけて付保することが必要です。その際、客観的に貴社の状況を見られる立場におり、様々な同業他者企業の付保状況についてもよく知っている顧問税理士にも相談することをお勧めします。保険の種類によっては税務上経費とならないものもありますので事前相談は必要でしょう。



**税理士法人 AIF は保険に精通しており、自社で加入・吟味したうえでの
保険アドバイスを実施しております。**



保険加入は親族・友人に勧められて加入しがちです。実は保険は自宅について高額な買い物です。保険加入の順序を守って賢い買い物をしてください。